

---

令和7年 第5回(定例)南部町議会会議録(第3日)

令和7年12月9日(火曜日)

---

議事日程(第3号)

令和7年12月9日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問  
日程第4 請願、陳情委員会付託  
日程第5 上程議案委員会付託
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問  
日程第4 請願、陳情委員会付託  
日程第5 上程議案委員会付託
- 

出席議員(14名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 秋田 佐紀子君 | 2番 井原 啓明君  |
| 3番 埴田 光雄君  | 4番 加藤 学君   |
| 5番 荊尾 芳之君  | 6番 滝山 克己君  |
| 7番 米澤 睦雄君  | 8番 長束 博信君  |
| 9番 白川 立真君  | 10番 三鴨 義文君 |
| 11番 仲田 司朗君 | 12番 板井 隆君  |
| 13番 真壁 容子君 | 14番 景山 浩君  |
- 

欠席議員(なし)

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	田 子 勝 利君	書記	船 原 美 香君
		書記	井 塚 智枝美君
		書記	藤 下 夢 未君
		書記	岩 佐 翔 朗君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	宮 永 二 郎君
教育長	二 宮 伸 司君	病院事業管理者	足 立 正 久君
総務課長	田 村 誠君	総務課課長補佐	石 谷 麻衣子君
未来を創る課長	松 原 誠君	デジタル推進課長	橋 田 和 美君
税務課長	三 輪 祐 子君	町民生活課長	渡 邊 悦 朗君
子育て支援課長	芝 田 卓 巳君	教育次長	岩 田 典 弘君
総務・学校教育課長	河 上 英 仁君	人権・社会教育課長	畑 岡 宏 隆君
病院事務部長	吾 郷 あきこ君	福祉政策課長	加 納 諭 史君
福祉事務所長	前 田 かおり君	建設課長	岩 田 政 幸君
産業課長	亀 尾 憲 司君		

---

午前9時30分開議

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

12番、板井隆君、13番、真壁容子君。

---

日程第2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第3 町政に対する一般質問

○議長（景山 浩君） 日程第3、昨日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

ただいま電子音がしましたので、皆さんもう一度スマホ等、電子機器の音声の確認をお願いいたします。

初めに、4番、加藤学君の質問を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。議長からの了解ができたので、一般質問をさせていただきます。

今回は水道事業について、1点です。

日本各地で老朽化した水道管が破裂する事故が起き、老朽化した水道管の更新が急がれています。その一方で、老朽化した水道管を更新する費用が高く、自治体によっては更新が進まず、水道料金の値上げに踏み切った自治体もしくは事業者があります。水道料金の値上げに踏み切った自治体もしくは事業者は、主な理由を人口減少に伴う給水人口・料金収入の減少を上げていますが、自治体（事業者）だけで水道管の更新を行うには無理な時期に来ているのではないのでしょうか。私は、水道料金は公共料金であり、物価高騰対策として値下げを常に求めております。水道料金が本当に現在値上げが必要なのかについて聞きたいと思います。

まず1点目、南部町では早急に更新しなければならない水道管の延長どのくらいあるのでしょうか。また、早急に更新が必要な水道管を全て更新する場合、費用と時間はどのくらいかかると考えておられるのでしょうか。

2点目、水道管以外に更新が必要な施設はありますか。

3点目、南部町は前回の上水道の値上げの理由の一つに人口減少を上げていましたが、値上げする場合、これは今も変わらないと考えておられるのでしょうか。

4点目、水道管の更新費用について、国や県に対して補助金を求めていくべきに来ているのではないのでしょうか。

以上4点、壇上からの質問とさせていただきます。回答のほどよろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） おはようございます。今日もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、加藤議員の御質問にお答えしてまいります。水道事業について御質問を頂戴いたしました。

加藤議員からは、水道事業についての4点の御質問をいただいております。まず初めに、早急に更新しなければならない水道管の延長及び費用と、これにかかる時間はどのぐらいかかると考えているのかについてからお答えしてまいります。

本町の水道管路延長は約177キロメートルで、そのうち約50キロメートルは、約28%が既に法定耐用年数40年を超えています。その中でも、町の生活基盤を支える主要管路21キロメートルは特に更新の必要性が高い区間だと考えています。これら主要管路を全て更新するためには、概算で約12億円という非常に大きな事業費が必要となります。一方で、本町水道事業が毎年度修繕等に充てられる財源は年間約5,000万円にとどまっており、現行の料金体系や収入規模では必要な更新費用に追いつかないのが実情でございます。こうした状況から、更新に向けた取組には相当の時間を要し、現状のままでは計画的に進めることは難しいというのが本町の水道事業の実情でございます。このような背景を踏まえ、町としましては、1つ、漏水リスクが高い箇所、2つ、学校や公共施設を支える重要区間、3つ、道路改良など他事業との連携が可能な区間、この以上3点を中心に優先すべき場所に重点を置き、限られた財源の中で更新を絞り込まざるを得ない状況でございます。厳しい状況ではありますが、限られた財源を最大限に生かしながら、住民生活に支障が生じないように、維持管理と更新に取り組んでおるところです。

次に、水道管以外に更新が必要な施設はあるのかについてお答えをいたします。

水道管路以外にも更新が必要な施設は多数ございます。まず、各水源や浄水場においては、自動運転の制御を行っている制御盤や水源取水ポンプなど老朽化が進んでいる設備もあります。これらの設備は長年の運用により劣化が進んでおり、早期の更新が求められております。さらに、古い配水池についても、耐用年数を超えたものが複数存在しており、これらの施設に関しては、今後、耐震調査を実施し、耐震性が十分でない場合には、更新または改修を行う必要があると考えています。

次に、前回の料金改定の際の理由の一つとして人口減少を上げていたが、値上げする場合、理由として今も変わらないかについてお答えをいたします。

仮に、今後、料金改定を実施する場合の主な理由としては、人口減少による料金収入の減少と施設更新に必要な財源の確保が上げられます。人口減少が続く中、使用水量も減少しており、それに伴って料金収入も減少傾向にあります。このままでは将来的に必要となる施設更新に充てる

財源の確保がより一層困難になることが見込まれます。あわせて、物価高騰の影響により、施設の運転に必要な動力費が増加しておるほか、老朽化の進行に伴う維持管理費も年々増大しています。現行の料金体系ではこうした増加分を十分に賄うことが難しい状況でございます。さらに申し上げますれば、老朽化が原因となる漏水や断水が頻発すれば、住民の皆様の生活に大きな支障を来すことになり、このような事態は決してあってはならないと考えております。これらの状況を踏まえると、施設の老朽化に適切に対応し、安定的な水道供給を維持していくためには、料金体系の見直しについても検討せざるを得ない段階に来ていると考えています。今後も水道事業を持続可能なものとしていくためには、早期に必要な対策を講じることが重要であります。

次に、水道管の更新費用について、国や県に対して補助金を求めていくべきではないかについてをお答えをいたします。

水道事業における施設更新につきましては、交付金事業をはじめとする各種補助金制度を最大限活用し、更新にかかる経費の軽減に努めてまいります。こうした状況を踏まえ、今後も持続的に安全安心な水道サービスを提供するために、施設更新に必要な財源を確保する必要があり、料金改定は避けて通れない状況でございます。全国的にも水道料金の見直しが進んでおり、近隣町村でも同様の動きが見られます。地域ごとに事情が異なるものの、本町におきましても、将来の安定供給を見据えた料金改正の検討が必要な時期に来てると認識しておりますので、その旨御理解の上、御承知おきいただければと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 加藤学君の再質問を許します。

加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。今回、水道料金の改定が必要であるという回答だったと思うんですけども、まず、国土交通省の資料ですけども、令和6年度全国水道主管課長会議、この資料によりますと、現在、生活用水量のピークは1998年が、全国的に見た場合ですけども、これが1998年がピークになって、それから減少傾向になっているというのがこの資料です。現在南部町のほうの水道の使用量ですけども、これは減少傾向にあるんでしょうか。人口に関して言えば、間違いなくこの間1万人を切った人口減少は間違いなく進んでいますけれども、水道の使用量、これは減少傾向にあるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私からは概要を申し上げますので、詳細については担当課長から申し上げます。

水道の使用量の一番大きなものを占めるものというのは、やはり洗濯であったり、それから、過去では洗車、車の洗車、いわゆる水をざっと出し続けて使うものが一番大きな水道使用の中心でした。しかし、現在洗濯機は非常に節水型が多くなっています。便所のほうも節水型が進化する中で使用水量は減っています。また、私たちの暮らしの中で、昔は若者が洗車をするというのが日常の光景の中でしたけども、ほとんど今は見なくなりました。このように、生活の様式が変わったことによる水道使用量の減少、それに輪をかけて人口減少や高齢化というものがついてるといことが水道使用量の減少につながっていると考えています。

詳細については課長のほうから申し上げます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。水道料金の減少は確実に下がってきております。有収水量で申し上げますと、令和元年度に114万6,000トンあったところが、令和6年度は108万7,000トン、約5万9,000トンの水量が減っておりますので、その分の掛ける水道使用単価ということになりますので、そのぐらいの減少は起こっているところでございます。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前9時44分休憩

午前9時44分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 今現在、水道管の布設が円山が終わって、今、東西町のほうに移っておりますけれども、水道管の更新なんですけれども、この更新っていうのは、耐震を含んだ更新になってるんでしょうか。昨日大地震があった、地震があったのと、それから、昨日、陶山町長、水道のほうじゃなくて下水管のほうで地震が起きた場合、使えなくなったっていうことをおっしゃってましたけれども、今回、今現在、南部町でやっている水道管の更新事業、これには耐震も含まれた上での更新事業になってるんでしょうか、更新工事になってるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。今の更新事業につきましては、耐震に対応した耐震管で工事を進めております。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 先ほど、一番最初の陶山町長の説明で、現在177キロあるうち

の50キロ、28%が40年以上を過ぎているってということだったんですけれども、当然これは耐震はなってないっていうふうに考えればよろしいんでしょうか。それと、これ、28%ですけれども、残りの分に関しては耐震はどこまで進んでるんでしょうか。全国のほうの資料で見た場合、全国平均が耐震が42%終わってるってということになってるんですけれども、南部町で見た場合、どこまで耐震の工事が終わってるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。先ほど課長が申しました今の円山団地や東西町の団地の中の事業は、各家庭への引込み部分の極めて小さい管路のことですので、皆さんの暮らしに一番身近な本管、本管部分についてはほとんど耐震性はありません。ただ、国道180号線の下等に入ってますのは、ダクタイル鑄鉄管という非常に堅牢なものは使っていますけれども、現在の耐震基準には合っていないというふうに考えています。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） あと、もう1点、先ほど陶山町長のほうから、水道管以外の設備のほうについての説明もありました。これは、答えられる範囲で結構ですけれども、現在の水道事業で使っている施設の全体で見た場合、どのくらいの割合になるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。割合と言われるとちょっと数字を出すのは難しいのですが、水道管路以外に更新に必要な施設というところだと、各水源、古いもんですと滝山の水源、浄水場でありますと落合浄水場などが建設から時間が大分たっておりますので、その辺りの機械設備であるとか、施設全体についての更新が必要な時期に来ているというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 今回水道料金の値上げが現在必要かどうかという、これ一般質問で取り上げるに当たって、私のほうとしては、現状含めて南部町だけでやるには多分、今の陶山町長の回答あったとおり、南部町単独でやるには物すごく費用も足りないという状態になってると思っております。その場合、陶山町長、先ほど私のほうは県や国に対して補助を求めるべきではないか、そういう時期に来てるんだと思いますけれども、これに関してもう一度御回答いただけないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長でございます。まず、補助制度につきましては、国や県の

補助はあります。その中でも、補助金が使えるというのは水道管の本管の部分になります。水道管の本管を工事いたしますと、必ずお客様の各御家庭に枝のように延びている管路も一緒に更新していく必要がございます。そうしますと、補助金が使える部分は本管部分だけでございますので、その本管について各御家庭への給水管部分への補助金がちょっと使えないっていうところもありますので、その辺りも御承知おきいただけたらというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前9時51分休憩

午前9時52分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。補助金の種類の中には、町の水道会計のほうが黒字会計のときのみに使えるという補助金もございまして、現在の町の水道事業の中の会計の状況では使える、使えない補助金もございまして、その中で使用できる補助金で事業を進めさせていただいておるとい状況もございまして、御承知おきいただけたらと思います。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 現在の水道会計が黒字の場合、使える補助金があって、それを今使ってるってことでよろしいでしょうか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。実は逆で、今の水道会計は黒字ではないので、補助金が使えていないということでございます。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 今の水道事業会計が赤字ってというのは、毎年3月議会で資料をもらってますけれども、あれは毎年赤字になってるってことなんですかね。どの部分が赤字になってるんでしょうか。今、資料、手元に全くないんで、私のほうもちょっと質問のしようがないんですけど。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。単年度の会計ですと、年間1,700万、昨年でいいますと1,746万円という金額が黒字決算にはなったのですが、過去からの累積赤字が1億ちょっとありますので、まだそこを埋めていく、1,700万でその累積赤字を埋めてる状況でございますので、健全な会計というところには少し足りない部分がございます。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 会計の件、分かりました。累積赤字がある分、赤字になってるってことですね、分かりました。

あと、もう一つ、水道事業会計の中で、委託してる部分についてなんですけれども、現在水質検査は、これは委託になってるんじゃないかと思うんですけれども、これ、どのくらいの金額が使われてるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 水質検査の委託料だけというところで、ちょっと今数字を持ち合わせていないのですが、経費の中で、修繕料と含めまして2,600万程度の費用をかけさせていただいておるところでございます。

水道委託料の数字がありましたので、すみません、お伝えいたします。年間470万円でございます。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 水道料金の件に関しては、町会議員になったときから水道料金の値上げの話があったもので、私のほうが水道料金に関しては一般質問ですと取り上げてきたんですけれども、前回のときは値上げをしないでほしいという話でやりました。それで、今回取り上げた一番の理由は、全国各地に水道料金に関して値上げ、特にその中で人口減少と、それから、古い配管の布設の直し、これが主な理由で水道料金値上げしてる自治体もしくは事業所が各地で出てきたっていうのが一番の取り上げた理由です。それと、2点は、陶山町長言われたとおり、近隣の自治体で水道料金値上げが始まっているので、この2点が一番大きな理由なんです、私のほうはとにかく水道料金に関しては、公共料金なので物価高騰対策として値下げをするべきだ、もしくは維持をするべきだ。特に物価高騰対策としては、公共料金を引き下げることが一番大きいのではないかと、こういうことをずっと言ってきております。その件もありまして、今回、水道料金の問題で取り上げたのは、水道管の布設事業を更新する場合、県もしくは国から補助をもらうべきではないか、これがまず1点。それと、もう1点は、今回、今国のほうで話が進んでおります重点支援地方交付金もしくは重点対策加速化事業、これは昨日も話が出て、総務課長のほうから、現在金額がまだ決まっていないので、これに関しては答えることができないという回答だったんですけれども、私のほうは、このどっちが正式な名称か分かりませんが、これのお金を使って水道料金の基本料金を下げることはできないかということを知りたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。これまでも何度かこの御質問を頂戴していると思います。まず、現在の水道の状況というものをきちんと住民と共有する必要があると思ってます。まだまだ不十分だと思ってます。議会ともこれまでも議論してきましたけれども、加藤議員はこのようにいわゆる水道は公共財として国や社会全般の町民の懐から取るなというお考えだと思います。しかし、一方で、周りの市町村の中では、少しずつではありますけれども、住民に説明しながら、水道料金を少しずつですけれども、その時代時代に調整しながら上げているところもある。特に近年、北海道は莫大な水道料金の値上げによって社会問題にもなるぐらいなってます。これは、過去の中で水道料金というものに対して対応してこなかった、そのツケとして一気にこうやって水道料金を上げる。いわゆる政策が、過去からの政策の流れが誤っていたといったことをその時代を生きる人たちのツケとして引き受けざるを得ない現状になってるんじゃないかと思ってます。そういうことを私は将来にわたってあってはならないと思っています。

議員がさっきおっしゃったような、経済対策として基本料金ということもおっしゃいました。コロナのときにそういうことをやった経験もございます。しかし、あれは国難、世界中でパンデミックが起こったときの対応策として水道の基本料金に対応したということでごさいます。これから先々の長いステージの中で、そのようなことをすれば、やはり住民の皆さんの、何ていうんですか、生活が乱れると、簡単に言えば乱れると思います。例えば消費税の増減の話がありますが、消費税をなくすことに対して反対する国民はいないでしょうけれども、国は乱れると思います。それと同様に、簡単に公共財を無償化をするということには、やはり十分に慎んでやらなくてはならないことだろうと思っています。水道は今私たちがここで造ったものではない、過去からの大きな財産でもあると思っています。簡単に造り直すことはできないこの財産を、人口は減るといっても、次の時代の皆さんにきちんと引き継いでいく公共財です。ぜひそのことを住民の皆さんとしっかりと議論をしながら、公共料金審議会を通じて、適正な料金はいかほどになるのか、そして、それは住民の皆さんに本当に堪えられるものなのかどうかということを多面から検討いただいて、また新たに皆さんに御提案して、御承認をいただきたいと思っています。

先ほども申しましたように、問題は末端ではなくて、本管の一番大動脈の部分や、それから、配水池であったり、それから、それをする制御盤であったり、そういったところが非常に耐用年数を超えたもの、耐用年数に近づいているものが多々ある、それを見過ごすわけにはならない。これをどうするのかといったことが大きな課題になってるということを共有認識にしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） あと、これだけはちょっと言っておかないと困るのがあって、先日、住民の声をきく会、1班で東西町のほうに伺いました。そしたら、東西町のほうから、水道管の布設、引込みのところの部分だけを替えた。今、水道管が外に出てるんで、その周りを断熱材で覆ってる、そういう状態になってると。夏のとくにこれが大変お湯になって困ってる、こういう話を聞きまして、住民の声をきく会終わってから、三鴨議員、秋田議員、それと私、3人で現地を見に行きました。それで、話も聞きました。現在、これに関して建設課のほうまでどこまで話通ってるのかよく分かりませんが、もし話通っているようでしたら、これ、どういうふうに対応されるのか、まだ検討中なのか、それも含めてもし答えられる範囲だけで結構ですので、回答いただけたら助かります。住民の声をきく会でとにかく話を聞いておるものですから、ちょっとその部分だけ、答えられる範囲だけで結構ですので、お願いします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。その件につきましては、お話を伺っておりまして、現地のほうも確認はさせていただきました。西町の一番高いところに位置する管、一番管の末端の部分に当たるというところを確認しております。その対応方法について、技術のほうと今、相談しておるところでございますので、何かしらの対応はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 私の質問は、終始とにかく水道料金に関しては公共料金なので物価高騰対策として引き下げるべきだ、これをずっと言っております。これに対して立場は全く変わりませんので、何度も言っても回答も変わらないことと思いますので、次、水道料金の引上げの話が出てきたときに、またこれに関しては詳しく話合いをしたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 以上で、4番、加藤学君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を挟みます。再開は10時30分といたします。

午前10時07分休憩

午前10時30分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、眞壁容子君。

○議員（13番 眞壁 容子君） ただいまより3点にわたって質問いたします。

まず1点目、保育園の民間移管の見直しを求めます。保育士不足が全国的な問題となっている中で、改善策が急がれています。課題は改善されてもなお低水準の保育士配置基準と全産業平均より8万円も低いと言われている給与の早期改善です。保育士の給与の低水準は、民間保育士の給与の低さにあります。抜本的な解決は待遇が公務員として保証されており、地域の子育て支援の中核である公立保育園を守り、会計年度任用職員制度の抜本的な改善を図っていくことではないでしょうか。

町は現在、指定管理制度で伯耆の国に運営を任せている町立保育園2園を統合し、伯耆の国に民間移管をする方向で計画を進めてきています。

世界中で新自由主義の風が吹き、日本でも1980年代以降、その波が公務現場にも押し寄せました。数多の改悪で、職員大幅定数削減と民間委託の推進が行われてきました。これらは地方の人口減を招き、地方経済を疲弊させ、格差と貧困を広げてきたことは明らかではないでしょうか。これに対し、世界を見ても公共を取り戻す流れが起こってきていることが印象的です。公共の福祉、公共の再構築が共通のスローガンとなり、自らが民主的社会主義者と自認するアメリカのニューヨーク市長選挙で勝利したゾーラン・マムグニ氏をはじめ、イギリスでも元労働党の党首などが公共交通の市営管理や再国有化、保育・医療の無償化や拡充の政策を掲げて党を立ち上げる、このような動きが出てきています。今こそ自治体は本来の仕事に立ち戻るべきではないでしょうか。自治体が担う公共の仕事は、たとえ民間移管や民営化がされたとしても、その公共性はなくなるものではありません。だとすれば、その公共性に責任を担ってこそ自治体ではないでしょうか。大義のない保育園の民間移管は見直すべきだと考えます。

1点目の質問、地方自治体への新自由主義の影響を町長はどのように考えているのでしょうか。

2点目、公共の再構築、公共を取り戻す、この動きをどのように考えているか、同じように問います。3点目、保育園の民間移管は大義がない、見直すべきだという質問です。

2点目の質問、地域振興区制度の見直しを求めます。地域振興区制度が始まって18年、現在、地域の在り方検討委員会が立ち上げられ、検討が進められているとのこと。南部町地域振興区の設置等に関する条例に規定されました住民組織が条例に則した活動がなされていたのかの検証は必至ではないでしょうか。条例に基づき問い、条例の見直しを求めたいと考えています。

第5条の2、これについて、これまで町等が振興協議会に諮問してきた件数と内容を教えてください。2点目、第5条の3、振興協議会に意見を聞いた件数と内容をお知らせ願います。3点

目、振興協議会が行政の下請になっている、こういう声をたくさん聞きますが、行政の下請化について町長はどのように考えていますか。4点目、町民の住民ニーズと合っていない、こういう声も聞きます。住民のニーズとの整合性をどのように考えているのでしょうか。

3点目、町温暖化防止の取組を問います。町は、気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て人類の生存に関わる安全保障の問題だとして、地球温暖化対策の推進に関する法律で、令和3年から南部町温暖化防止実行計画を立て、取り組んできています。令和5年には南部町地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入計画も策定し、取り組んできています。令和6年から、環境省、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を受け、令和11年まで約4億2,000万円の交付金対象事業が計画されてきています。また、町では、2020年の3月議会で全国で81番目、県内で3番目に二酸化炭素実質排出ゼロ宣言を行ってきました。再生可能エネルギーの普及は、二酸化炭素排出削減、物価高から町民負担の光熱費の削減、雇用の拡大から見ても地域と共生できる課題ではないでしょうか。取組の推進を求めて質問します。

町長は、再エネ普及の可能性をどのように考えているのでしょうか。これは町でどうかということです。2点目、省エネの取組から、家電製品等の購入への補助制度をつくることを求めたいと思います。

以上です。答弁よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の保育園の民間移管の見直しを求めるという御質問からお答えしてまいります。

初めに、地方自治体への新自由主義の影響をどのように考えてるのかについてお答えをいたします。

まず、議員が指摘されました1990年代以降の新自由主義的政策の下で、非正規雇用の拡大、自治体職員の削減、民間委託の拡大が進められてきたこと、その結果として地方経済の疲弊や格差の拡大を招いてきたという問題意識については、私自身もこの時代を行政職員として携わった者としてうなずける指摘だと受け止めております。確かにコスト削減のみを目的とした民営化や委託の拡大が地域の雇用や人材の蓄積を弱めてきた側面は否定できません。しかし、一方で、今回の統合保育園整備と民間移管をそうした新自由主義の流れと同一線上で捉えることには私は同意できません。これまで5年の歳月をかけながら子ども・子育て会議、行財政運営審議会、あり方検討委員会、保護者説明会や住民説明会などでいただいた住民の意見を反映させた本町の判断は、行政を縮小するためでも職員を減らすためでもなく、子供たちの安全と地域の必要な公共を

将来にわたって維持するための再設計であります。地球規模の温暖化と毎年頻発し激甚化が進む災害大国日本にあって、浸水想定区域にある園を移転せず、少子化と老朽化が進む中でも現行のまま園を維持し続けることこそ結果として将来世代への責任を果たさない選択ではないでしょうか。これは新自由主義的な行政の撤退ではなく、地方自治体としての責任を果たす政治判断だと考えています。

次に、公共の再構築、公共を取り戻す動きをどのように考えているのかという御質問です。議員が紹介されたように、世界的にも公共の再構築や公共を取り戻すという議論が広がっていることは、私も新聞やテレビで情報として知っています。例に出されました、例えばニューヨーク市長選挙の結果は、トランプ政権下で顕在化した社会不安に強く関連してると言われています。急激な物価上昇、強硬に転換を図った移民政策、社会保障や都市政策などの連邦政府の関与後退が進み、その結果、物価上昇による生活コストの上昇と雇用不安が広がり、とりわけ都市部の中間層、低所得者層に大きな影響が出ており、その不信感から、住宅、交通、保育、医療といった生活インフラは公共が責任を持つべきだという声がニューヨーク市長選挙の結果にも反映したと聞き及んでいます。

では、南部町の統合保育園と民営化は、この公共を取り戻すこと背景にあるアメリカのトランプ政権下で起こっている社会不安があるのでしょうか、混乱が広がっているのでしょうか。今回の統合保育園において、町は施設を自ら建設し、公共財産として無償で貸与する、そして公私連携協定により運営基準など保育の質に関わり、公共としての関与を明確に制度化してまいります。公共を手放すのではなく、持続可能な形に公共を組み替え、守り続ける、これこそが人口減少時代における現実的な公共の再構築だと考えています。

次に、3点目として、保育の民間移管は大義がない、見直すべきではないかについてお答えします。

これまでも民間移管の意義について、本議場をはじめ、住民説明会等で御説明してまいりました。民間移管には大義がないとおっしゃられますが、大義とは社会的に正当と認められる大きな目的や理念があるかということだと言われています。このたびの保育園の民間移管は、先ほど申し述べましたとおり、公共の利益に資する目的を持っており、決して大義がないとは考えておりません。さきの9月議会において板井議員にお答えしましたとおり、5月28日、6月2日の住民説明会のほか、広報でもお知らせしてまいりましたように、公立から私立へ移管する主な狙いとして、民間の創意工夫によるサービスの期待、保育の質の充実、保育士の働く環境向上と意欲の向上を上げております。そのほかには、保護者ニーズへの迅速かつ効率的な対応、地域、子育て支援の

さらなる充実などがございます。民間移管になりましても、保護者の方にとって公立のときと変わることはなく、安心して通園ができること、さらにはよいサービスが受けられることなどメリットがあると思います。例えばおむつのサブスクや通園後には体調不良になられた園児の看護師による看護体制の完備など、独自の保育サービスも始められると聞いております。全国的にも数多く公立から民間へ移管している事例もございます。民間移管を行うことが保育の責任を放棄することではなく、町と社会福祉法人伯耆の国の間で公私連携協定を締結することで民間の創意工夫による独自運営を生かしつつ、町としての保育運営に関わりを持つことで町としての責任を果たしてまいります。

地域振興協議会について御質問を頂戴しております。地域振興協議会の見直しを求めるについてお答えしてまいります。

初めに、第5条第2項について、これまで町等が諮問した件数と内容についてをお答えします。南部町地域振興区の設置等に関する条例第5条第2項の規定では、協議会は、自らが担う地域振興区に係る事項について、町長その他の町の機関により諮問されたもの及び必要と認めるものについて審議し、町長その他の町の機関に意見を述べることができると規定されております。御質問のあった件数、内容につきましてですが、当該条例に基づく諮問として協議会に諮った実績はございません。これは、本制度が施行されて以降、行政からの意見聴取については、後ほど御答弁申し上げます第5条第3項に基づく重要施策に関する意見聴取、また日々の行政運営における協議会との情報交換や実務的な連携の中で行ってきており、諮問という手続によらず、実質的な協議、調整を行ってきたためと認識しております。

本規定は、協議会から町への意見具申という機能を定めたものであり、町が諮問を行わなかったとしても、協議会が自ら必要と認める事項について、町長その他の町の機関に意見を述べるのできる機能は十分に発揮されております。

次に、第5条第3項について、意見を聞いた件数と内容についてお答えをいたします。条例第5条第3項の規定では、町長は、基本構想及び総合計画、地域振興区の区域、その他地域の振興または協議会の運営に多大な影響を与える事項を決定または変更しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聞くものとする規定されております。

町ではこの規定を地域自治の基盤として重視し、行政計画の策定プロセスにおいて協議会の意見を聴取することを定着させてまいりました。具体的には南部町第2次総合計画の策定をはじめとして、地域福祉推進計画、なんぶ創生2.0戦略などの重要な計画策定、または改定の際には様々な形で協議会に御参画いただき、その意見を反映させております。また、南部町行財政運営審

議会、南部町人権会議、南部町地域公共交通会議など、各種審議会や会議体に委員として参画いただいております、ここでも御意見をいただいております。このほか近年では、サイレン吹鳴や町の葬儀参列の取扱いといった地域文化や慣習に関わる重要な事項についても地域振興協議会、会長・副会長会などの場を通じて御意見をいただいております。このように、18年間にわたり多様な計画や重要案件について継続的に意見を聴取してきておりますので、その意見聴取の総件数と内容を一つ一つカウントすることは現状困難でございます。なお、これらの実績は町が条例の規定を遵守し、町の重要施策の決定プロセスに協議会を不可欠な要素として組み込んだことのアかしであることと御理解をいただきたく存じます。

次に、行政の下請化についてどう考えるかについてお答えをします。地域振興区の設置及び地域振興協議会の設立は、条例第1条の目的に明記されているとおり、行政が事務を委託、代行していただくために設置したものではありません。住民自らが暮らす地域の在り方を考え、地域の力を結集して活動に取り組む場として、そして町が町民と共に魅力ある地域づくりを行う場として設置された対等な立場の主体でございます。協議会が行っている活動は行政の事務を代行しているものではなく、地域づくりに係る計画の策定及び計画の実行を主体的に行う、これは第5条第1項でございますが、ここで言う住民組織としての本来的な役割に基づいた事業であると認識しております。町は協議会に対し条例第2条に規定されている町の責務に基づき、必要な情報提供や財政的支援を行うことで、あくまでもパートナーとしてその主体的な活動を後押しする立場にあります。今年度から地域の在り方検討会を立ち上げて、行政による地域政策、地域振興協議会や集落の在り方について検討をスタートさせたところです。地域が抱える課題に対し、地域振興協議会が主体的かつ創造的に取り組んでいけるよう、活動の明確化と行政の支援の在り方についても検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、住民ニーズと整合性をどう考えているかについてお答えをいたします。条例第5条第1項では、協議会の役割を町民の多様な意見の集約及び調整と定めており、各協議会はまさにこの役割を果たすために地域に寄り添い、多岐にわたる意見の把握に努めております。御指摘のとおり、住民ニーズとの整合性は地域自治の実効性を図る上で極めて重要でございます。一方で、協議会の活動が必ずしも住民全体のニーズと整合していないのではないかという声があることも認識しております。こうした背景を踏まえて、協議会は地域全体の声を聞くための主体的な工夫を重ねておられます。例えば一部の協議会におきましては、まちづくり計画の改定に取り組むに当たり、広範囲な住民アンケートを主体的に実施し、これまで活動に関わってこなかった層を含む住民全体のニーズを具体的に把握し、その結果を計画に反映させようとされています。これは協

議会が自らニーズとの整合性を高める努力をされてる具体的な取組であると言えるのではないのでしょうか。町としましては、このようなニーズ把握手法に取り組んでいる協議体の事例を他の協議体とも共有するとともに、引き続き若年層、子育て世代の参画を促すための多様な関わり方の提案やそれらを円滑に実施するための支援をしてみたいと考えています。

次に、地球温暖化防止の取組を問うという御質問でございます。再エネ普及の可能性をどう考えるのかについてお答えをしてみたいです。

議員御指摘のとおり、地域特性に応じた地域脱炭素の取組は、エネルギー価格高騰への対応、未利用資源を活用した産業振興、非常時のエネルギー確保による防災力強化、地域エネルギー収支の改善等、様々な地域課題の解決に貢献するものと考えております。令和6年度に南部町温暖化防止実行計画を策定し、産業、業務、家庭、運輸のそれぞれの部門での現状と課題を整理し、今後の具体的な施策について取りまとめました。本町の温室効果ガスの総排出量は令和3年度で約8.5万トンCO<sub>2</sub>、約5割が産業部門から排出されている状況となっております。また、光熱費につきましては、同じく令和3年度で町内企業、家庭、公的機関で電力と化石燃料等を合わせて約37億円を支出しており、多くが町外に流出している状況となっております。一方、本町における再生可能エネルギーのポテンシャルにつきましては、町内で電力消費量の約7倍の可能性があることが分かりました。その大半が太陽光発電によるものであり、この地域に存在する自然エネルギーを地域の発展のために活用することが必要です。本町は昨年度、環境省の重点対策加速化事業の補助採択を受け、各家庭への太陽光発電設備、蓄電池などに対する補助金の交付額を増額いたしました。また、南部だんだんエナジーとの連携により、町内事業所への再エネ設備の導入を予定しており、分散型エネルギーシステムを推進し、地域内でエネルギーを供給できるよう進めているところでございます。今後は各部門において脱炭素への転換を図られるよう、情報、知見を共有し、町全体で脱炭素社会の実現に取り組んでいきたいと考えております。

次に、省エネの取組から家電製品等の購入の補助を求めるについてお答えをいたします。

さきに述べました再エネ拡充の取組と同様、設備の省エネ、非化石化の推進も脱炭素を実現する上では重要な取組となってきます。本町では、太陽光発電設備と同様に、重点対策加速化事業により高効率給湯器への補助金交付額を増額し、普及促進を図っているところでございます。家電製品等の購入補助を求めるとのことですが、家庭から排出される二酸化炭素のうち、約47%が家電製品などで使う電気の使用によるものと言われており、冷蔵庫、照明、エアコンなどを省エネ家電に替えた場合は、二酸化炭素の排出量を約11%削減できるとされています。各御家庭の脱炭素化の取組が大きな成果となると認識しております。町では、全国住宅産業地域

活性化協議会、これはじゅうm a d o部会と言われてますが、この協議会と特定非営利法人な  
んぶ里山デザイン機構とで南部町住まいの相談に関する連携協定を締結し、相談受付から住宅の  
耐震診断の実施、耐震設計、耐震改修までを一貫して対応する体制を築いております。高断熱、  
高气密な家は、冬は暖かく、夏は涼しく、快適で健康にも効果があります。そのような省エネ改  
修をより小さな規模で実施いただけるような支援を全国住宅産業地域活性化協議会ではL E D照  
明、二重サッシ、複層ガラス、壁への断熱材挿入への補助について、住民の方に相談に乗って  
もらっております。議員の御質問の家電製品の購入の補助ですが、重点対策加速化事業の対象と  
なる家電は、太陽光発電設備、蓄電池、エコキュート、高効率照明機器、電気自動車などが含ま  
れていますが、一般的な家電は含まれておりません。町としましては、町独自の家電等への補  
助金は予定しておりませんが、県や国の補助が出るようでしたら、省エネ家電製品の補助を  
検討していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず、1点目の保育園の問題です。町長、この中で私は、保  
育園の民間移管は、いわゆる自治体に対する新自由主義の中の一つになるのではないかと、こ  
ういう設定で質問をしているわけですね。それに対して町長は、新自由主義がどういうも  
ので、公務現場にもたらされたことは自分も職員のとき経験してよく分かるが、今回  
の分はそうではないんだと、その理由に、人の声をよく聞いているっていうことを上げ  
られたと思うんですよ。私は、今回、今まで統合問題にも意見を言って反対し、大  
きい建物にもそんなことする必要はないのではないかっていうことを言ってきまし  
たけれども、この2つとは異質の問題があると思ってるんですよ、この民間移管  
っていうことについては。なぜかという、今、町長がおっしゃった住民の声を  
聞いてきた、ニーズをしっかりとしていく、サービスの問題言いましたけれども、  
この2つの、今問題になっている2つの保育園はもう民営化してるんですよ。サ  
ービスというのは、その民営化されてる中でやってきたじゃないですか、到達点  
は意見が違うと思うんですけどね、だからそれは理由にならないんですよ、今  
回の民間移管の。サービスはもう民営化してきて、そこでやろうと思ったら、  
だからこそ民営化してきたわけでしょ。もう一つ、これは意見が違うんです  
けれども、職員の待遇改善もそこでやってきたっていうんですよ。それがどう  
して今民間移管することで保育士の待遇改善なり、サービスの向上になるか、こ  
この落としどころがないんですよ、だから大義がないと言ってるんですよ。今  
までやってる民営化、今まであなたが説明されてき

たことは、民営化やったことなんですよ、中身。そうじゃなくて、今回は公立をやめて私立にするんだという、この民間移管についての説明が欲しいんですよ。何を、大義とは何ですか、民間移管の。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。議員のおっしゃる民間移管、例えば全国から保育業者を競争の原理の中で呼んで、市場に公共を委ねることだと思ってます。私どもは、あえて、あえて皆さんからの批判もございました。しかし、公共の責任として、建物は行政が造り、そして管理し、そしてその運営主体を民間に委ねる、そのことによってサービスを補充し、公共の出番としてその保育の質を確保したり、それがちゃんと回っているかどうかを確認したり、そういうことに徹するべきだと、これが公共の撤退にはならないと思っています。したがって、議員のおっしゃるような新自由主義の一環であるとか、今の責任を放棄したもののように言われますけど、そのようなことには当たらないと、こう考えています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、今日の質問でも終始流れているように、私たちは新自由主義がいいと思っていないし、市場に開放せいなんて言っていませんよ、取り間違ったらいけん。それとね町長、言ってるのは、今幾ら言われても公共を、町立を民間に出すことの理由にならないのですよ。してもこうではない、してもこうではないのに、なぜ町立を、そもそも民営化している町立をやめて私立にしないといけないかっていう理由がないじゃないですか。なくなりません、じゃないんですよ。なぜ今、公共を保つというのであれば、私立にしないといけない理由はないじゃないかっていうこと言ってるんですよ、その説明がないですよ。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私立にしなければならない理由ではなくて、私立にしても公共の責任を取る、そのように私は申し上げてます。それがこれから子供たちが減る中であっても、2園を統合し、そして職員のモチベーションを上げ、さらに子供たちの環境を整備し、保護者にとってもメリットがある、そういう制度をつくるためには、やはり民間の力を借りるべきではないか、しかし公共としても公私連携協定をきちんと結びながら公共との責任を取っていく。ですから、民営化するに当たって、これは今まで中国地方の中でも数例しかない、特に一から公共が建物を造ってまで民営をするという新しい取組だと思っています。人口が減るこの中で、子供たちの健やかな成長を公共財として行政が責任を逃れるのではなく、しっかりと支えていく、そういう意思表示をしてるつもりです。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、町長いみじくもおっしゃったんですよ、こう言いなつたでしょう。私立にしないといけない、私立にしても公共性担保できるって言われたんですよ。あえて、物を造るようなことをどうして選ぶんですか。今、あなたが言わなければいけないのは、私立にしなければならない理由を言わないといけないんですよ。ないじゃないですか、私立にしても大丈夫だっていうんですよ、こんな言い方で大事な2園の町立保育園をなくされたって困りますよ。どうしてですか、どうして私立にしなければならない理由があるんですか、それが大義でしょう。それにもう一つ付け加えて言っておきますけれども、先ほど言った、民営化することが、民間移管することがサービスの向上であるし、民間のお金を使うことが何よりも大事だって、これは新自由主義そのものですよ。それに対してどう答えますか。どうしてしなければならない理由を言ってください、してもいいんじゃないんですよ。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。議員がおっしゃったように、この2園の保育園は既に民営化がなされている。いわゆる民間が運営をしてる主体が10年以上続いているわけです。指定管理という形とはいえども、その不安定な状況を改善するのは行政の責任だと私は思っています。明らかに国が3分の1、県が3分の1、そして町が3分の1ずつを出しながら、この運営をきちんと軌道に乗せる。このお金の流れも明確に分かりますし、行政の責任も明確になる、これがどうして新自由主義になるのか、私はそこがよく分からない。既に10年からのこれまでの実績、さらにはこの議論の中でも、なぜ競争を入れなかったのかと言われた議員さんもおられました。そういうことをあえてやめて、住民の期待や希望に沿ったように、今、これまでの実績のある町内の法人に依頼するものでございます。決して新自由主義でも、そこらで行われる民営化とも、また異色なものである、そのように私は考えております。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私立にしてもいい理由にならない。それと町長、10年以上不安定で不安定を解消したい、誰が不安定で、誰のために不安定解消するんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。これはもうもちろん、住民との関係であったり行政の関係だと思っています。指定管理者を受けている法人にとっても不安定ですし、さらに受けておられるサービス、主体を受けている保護者にとっても不安定だと思っています。明確な関係を公私連携協定によって、その持ち場、ポジションの責任を明確にする、公共の責任を逸脱するものでは決

してないということを改めて申し上げたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） あまり時間取りたくないんだけど、町長、不安定の理由にならない。ということは町長は、十何年間やってきたこの指定管理の、伯耆の国に出してるのが不安定だったと、不安定というのはどこが不安定なんですか。何が不安定で、住民が不安定で困ると言ってきたんです、今まで、伯耆の国の100%いって言ってるって声しか言わなかったじゃないですか。何が不安定なの、よく分からない。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。その不安定さの一番は指定管理だと思ってます。真壁議員もよくおっしゃるとおり、民間が利益を上げないものを指定管理にすることの不安定さが、やはりこの保育の中では極めて明確になってきてるのではないかと思っています。幾ら町が支援してるのかは明確に分からない、これは交付税の議論の中でも明らかになった視点です。国が言っている額と、そして私たちの得ている実感と再計算したとこで合わない。今度やる事業の中では、国はきちんと3分の1、県は3分の1、そして町も3分の1負担する義務が生じます。運営に対してその責任も行政が持たなければならない部分もたくさん出てくるでしょう、保育園自体を取ってるわけですから。さらにはこの小さな町の中で、園が3つに今度なるわけですね、3つに。2つの公立と1つの民間園となりますけれども、全ての子供たちは、生まれてくるのが年間40人台になりました。その子供たちの健やかな成長の責任を持つっていうのは、行政の最低限の大事な仕事だと思っています。その方向として、指定管理という不安定な現実をきちんと明確な責任所在を明らかにする、このことがこの民営化の一番重要なことだろうと思っています。その相手方が10年間の公共として実績を持っておられるわけです、公共としての実績を10年間持つておられる。その法人に委ねながら、お互いの得意な部門をきちんと責任を分け合いながらやっていく、この民営化は新たな公共の在り方だと私は考えています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 新たな公共そのものが、今、新自由主義のたまものだって言われているんですね。町長、私、分かりましたのは、町長が不安定は民間が利益上げないものに指定管理させたところの不安定さがあって、町にお金出してって、幾らか分かん不安定だっているんですね。これが不安定だったら、指定管理やめて直営に戻せば一解決することですよ。お金が幾ら来てるか分からないといっても、それは地方交付税勉強して、幾らかっていうのはよその町や県に勉強したらいいことですけども、町長言ってるのは、民間が利益上げないもので不安定

だと、民間に渡したら、民間で利益を上げてもらう保育園が安定してるということになりますよね。ということは、あなたが言ってる不安定さを解消するっていうのは、民間の保育園を運営させる方々のための民間移管になるわけじゃないですか、それしかないでしょう。笑ってますけども、幾ら聞いても分からんのですよ。町から見ての大義は何かっていうことが答えられないんですよ。ここには、統合したことや大きな施設では18億お金使ったことももちろん私は批判していきますけれども、これからも。理由が説明できない、してもいいことでやっていく。今後起こってくるのは3月議会、6月議会でしょうか、恐らく廃止条例が出てくるんですよ公立保育園の。どうして公立を廃止しなければいけないのか、その理由に、してもいいですよっていうことでの民間移管、こんなことを選ぶ町があるだろうか。それについて町、どう答えますか。民間が利益を上げられなかったから不安定だと言うから、民間移管にして無償にして利益を上げられるように、民間のための民間移管じゃないですか。うつむかないでお答えください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 極論をおっしゃいますけれども、それでは、では議員は、指定管理をした保育園、総勢20人を超える職員を公立の元の形に戻せというのは、公務員として採用をし、そして今の2園の体制をそのまま維持することを指しておられるんでしょうか。現実的ではない。先ほどおっしゃったような、イギリスの労働党党首、非現実的、そのために撤退された。確かに公共優先主義、それは今の新自由主義の大きな振り戻しであって、その流れの中にこの保育園の問題はないんです。その流れの中に持ってこようとされていますが、そういう流れではないんです。現実をもう少し見ていただきたい。今のこの2園をどうしようとしているのか。

○議員（13番 真壁 容子君） 回答、答えられますから。

○町長（陶山 清孝君） いいですか。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長にいいですかと言われて、町長の質問に答える議員です。町長、私は本来は直営に戻すべきだという考え持っています。しかし、二十数名いる指定管理の中での職員を即正規職員にするのは難しいと思っています。だとすれば、今の選択肢は少なくとも統合して1つになった保育園、これ私たち何度でも見直すべきだと言ったのにここまで来てるんですよ。だとすれば、現状のまま指定管理を続けていながら動向を見る。そこでどうするかというと、今、南部町は、この間、議員も勉強してきましたが、ほかの町に比べて合計特殊出生率が悪い、伯耆町に比べても大山町に比べても低い。伯耆の国、西伯病院、働く場所が女性にとって、15歳から40歳の子供を産まれる出産年齢の人たちが働ける場所があるのに、合計特殊

出生率が少ない理由を私は、1つはその女性たちの所得が少ないことと、南部町の特性といえ、その人たちが本当に安心して働ける場をつくっているかという点で、保障がないからだ、少ないからと他町に比べて思っています。その1つが、保育園の民営化と民間移管だと考えています。なぜかという、伯耆の国に民営化したところについては、職員の待遇改善といいますが、公務現場で働く職員よりも少ない給料で働ける福祉法人の職員をつくってきたからです。これが、こういうことが基になって、全国的に全産業平均よりも8万円も少ない保育士の待遇が続いているというのが今の日本の現状で、まさしくあなたは、一つの新自由主義の一つを選んで南部町に持ち込んだんですよ。あなたじゃない、あなたの前の町長でもあるんですけどね、持ち込んできたんですよ。だから今、私はすぐ戻せなんて言っていません。町長こそ極端なことってはいけんと思うんですよ。動向を見ながら、町にとって18億円以上も使った大切な保育園を無償貸与するのではなく、町立保育園として少なくとも正規職員と町の職員と伯耆の国の職員の保育士の格差是正に町が指定管理料として払っていく、これを続けていながら動向を見るのが今の最も取っていく具体的でかつ実行可能なやり方だというふうに考えていますが、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） お答えいただきましてありがとうございます。私は意見は全く違うんですけども、保育士の80%、一般の企業間の所得の80%ある、これは公定価格で定められた価格の問題であって、今回の暮れに必ず新年度要望行きますけども、多くの部門でこのお話をしてきました。福祉部門、そして保育士部門、この公定価格を変えられるのは国会でしかないわけです。やろうと思えばできるではないか。賃金水準の問題についても、この議会の中でもありました。最低賃金は上がった。公定価格を動かすことが何よりも簡単なことであり、するべきだという話をしてきました。この地域から選出の国会議員の皆さんも、皆さんが努力するというふうにおっしゃっていただきました。心強く思っています。したがって、この問題と、民間移管という問題とは混同するべきではないですし、公立の公務員としての賃金との比較ではない。いわゆる私たちが求めているのは、安定的に保育を提供する体制、子供たちが健やかに、提供できる体制はどうか。指定管理という形の中で、一時、非常に保育士がいなくなった事態もございました。やはり責任の所在といったものが明確ではない。指定管理は本当にこれまでやってきたことに対しての仕組みとして不十分だったのではないかと。ここではきちんと行政は行政の責任を、民間は民間の責任を明確にして、公私連携協定というしっかりと分かる形にしながら、公共は公共としての責任をしっかりと果たしていく。そのためには行政としてできること、建物を建てるだとか、施設を用意するだとか、これは皆さんの税金を使いながら大変大きな出費になりますけれ

ども、町民の子供たちです、その健やかな成長の場をつくるっていうことは公共として重要な役割なわけですし、指定管理に戻して、また不安定な状態、どちらがどんな責任を取っていくのか明確ではないような状態に戻すべきではないと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これまで町がやってきたことを不安定でやるべきではないっていうような総括を指定管理ですということは、今後のまちづくりにとって、どんな影響が出るんでしょうね。十何年間やってきたことが、今まですごくやってきたことがこの民間移管を取るに当たって、今までよくなかったのが不安定なんだと。それは町長、あなたが私立にしてもいいとか、私立が必然性だということを説明できないから言ってるにすぎないんですよ。それは、申し訳ないけれども、民間移管になって、伯耆の国になっていくことのほうが、働いている職員の給与が不安定になってくるということは明確ですよ。公定価格では4,000万ぐらいお金が足りなかったじゃないですか、そのお金を今度町が出すしかないわけですよ。それは別に、公定価格とは別に議会の議決が要ることになってくるんですよ。そういう不安定さに置いておきながらですよ、それがどうして公共の責任果たすかって、もう詭弁にすぎないということを厳しく言うておいて、これは私が提案したように、今となつての最善の策は、指定管理で置いて、しっかりと現状までの金額を保障して、再度、保育士の格差是正に努めていく態度を取るべきだとお考えいただきたいということを指摘して、次の質問に参ります。

次の質問は、地域振興区の問題です。私がどうしてこの諮問した件数を聞いたかといいますとね、町長、南部町振興協議会については、今、在り方検討委員会の中で様々な意見が出てきている。それは私たちの耳にも入ってくるわけですよ、本当にいいのだろうかという問題と、何をするといいのだろうかというところで。それで、条例に戻るしかなかったのが、戻ったのですが、ここで2つ言ってるわけですね。町民の意見を町政の運営に反映させるんだっていうことと、住民の自発的な運動で括弧つきの町が、役場がつくった住民組織をつくるんだという、この2つ言ってるんですよ。まず、1つの住民の声を聞きながら町政に反映するっていうところでは、この保障してるのが、第5条の2と3なんですよ。ところが、諮問されたというけど、諮問したこと1回もない。例えばですよ、町長、町の大きくなって言えば、天津なんかですよ、天津にある保育園がなくなろうとしてるんですよ、これまで何十年ってあった。どうしてそれを諮問して聞かなかったんですか、諮問ってそういうことでしょうか。あなた方は、どうでしょうかという、町で責任持ってその諮問と答申という制度を取らなかったのはなぜなんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。保育園を、そのの保育園を統合するという時点が振興協議会の選択の要素では私はないと思っています。これは、全町として、これからの保育行政をどうしていったらいいのか、問題はどこにあるのかを全町を挙げて、行財政運営審議会であったり、子ども・子育て会議であったり、そういう部門でお聞きするのが私は筋だと思っています。もちろん振興協議会の中には、この統合の園の話は当然出してますけど、それは諮問という形は取っていません。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 何回、1回も諮問してこなかったというのは、私は、町長がおっしゃるように使い分けてるんですね。保育園問題は全体の問題やから聞くことではないって、こう言うんですね。あなた方が肝煎りで十何年前つくってきたんですよ、住民組織として。それで、どういうことかという、説明もできないのですよ。地域振興協議会は地域振興区を統括するんだっていう言葉まで使っているんですよ。そういうところへつくっておいて、住民の意見を集約するんだという、条例の下で住民の意見を聞くという唯一の組織になってるわけでしょう。ところが1回も諮問していないし、大事なことは聞いていらっやらない。これでは、住民の声を聞く場所として、町が認めていないっていうことになるわけですよ。今まで使っていなかった、そしたら何のためにやってるか。住民組織ですよ。そこで聞きますが、町が、いいですね、自治体が条例で求める住民組織ってあるんですか、ちょっと教えてもらえませんか、ほかにどんなのありますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 今この場で、そのような仕組みがほかにあるのかどうかというのはお答えできません。また調べさせて、お答えしたいと思っています。

諮問の問題に戻ります。諮問ということが全てを解決する問題ではないと思っています。ほぼ2か月に1回ぐらいになるでしょうか、常に振興協議会の皆さんと顔を合わせ、そして今、もちろんこの議場で起こってることや、それから行政として課題だ思ってることを議論しながら皆さんにお諮りし、そしてお答えをいただいてきながら、この行政を進めてきました。18年、早いところは19年になろうとしています。その中で今回の在り方検討委員会で課題になっているのは、この条例に対するこの仕組みとかそういうことではなくて、今、これから先々、もう10年先を考えたときに、集落が存在するためにはどうしたらいいのか。それを統括する振興協議会が統括し、そしてその地域があり続けるためにはどうしたらいいのか。この議場でも課題になったように役員の成り手がない、そして出てくる皆さんが、壇上でも申し上げましたように、非常に高

齢化した皆さんの御意見が主体であって、若者の意見がなかなか反映されていないではないかという御意見も確かにあります。こういったことを次の10年、20年、これからの地域自治のためにどう変えていくべきなのかといったことを議論しているわけです。ですから、決して今のことに対して、今の課題を基にしながら、将来も地域自治が住民主体の地域自治がその集落であったり、振興協議会の単位であったり、そして総括するこの町の中であったり、きちんと住民の御意見を反映させる自治ができるかどうかといった土台の部分になると思いますので、その問題点をしっかりと話し合っているところでございます。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、先ほどね、地域振興協議会の在り方検討委員会という話しするかっていうのは、町長の話でそうなんかなって聞いておりましたが、私はやっぱり一番論議したいところは、町長が言いなつた、この条例のことを論議してるん違うんですよ、仕組みではないんだっておっしゃるんですね。ところが町長、今その在り方検討委員会も含めてとか、振興協議会になつてる役員の方々も含めて、一体自分たちが今やろうとしてる振興協議会とか振興区って何だろうかっていうことを、若い人や年配の人も含めて真剣に考えてる方もいらっしゃるんですよ。彼らや彼女たちの行き着くところが条例だったんですよ。この条例読んだ方々がことごとくおっしゃるのは、何を書いてるか分からんって言うんですよ。18年前、町長も職員でおられましたから、ここで振興協議会ができるときに、この条例ができるときに論議になったの覚えていると思います。3つですよ。行政がつくる住民組織あり得るのかという問題ですよ。それで住民が自主的に活動を行うのに区域を定めることができるのかっていう2つ目でしたよね。3つ目、地域振興協議会が地域振興区を統括するというか、統括ができるのか、この問題だったんですよ。18年間やった結果が、この条例のここでの曖昧さが、今やってる方々の中でのしんどさや混乱を、混乱って言ったら語弊がありますね、しんどさやどうあるべきかっていうところでの大きな基が、私はこの条例だと思っているんですよ。なぜかという、住民組織といいながら、自発的にしたもんじゃないんですよ。統括する場所も決められ、住んでる地域の中で地縁で決められている。自分たちは何をしたらいいかといっても、予算要求するといっても、やってることが7地域見ても分かるように、やるのが昔の文書配布、それから敬老会の事業ですよ、それと、いわゆる西伯でいえば地区公民館の事業なんですよ。そういうことは今まで町がやってたことじゃないですか。だから住民から見たら下請になつてるんじゃないかっていうことになつてくるんですよ、諮問もしてないし意見も聞かないしね。私は、まずこの振興協議会を考えるのであれば、この条例の見直しから入らんといけんと思うんですよ。もしかして頭の中に、今、令

和6年に地方自治法で入りましたよね、地域協働活動団体制度っていうんですか、もしかしたらそれを持ってくるのかなって私思って、それはそれで私は意見があるんですけどもね、やはり町のすべきことは税金を使ってやってるし、右も左も上も下もいらっしゃる、意見もいろんな意見の方がいらっしゃる中では、どこで諮っていくかで、条例に基づいて活動していくっていう、これが法治主義だし、地方自治体もそうなんですよ。だとすれば、みんなが納得いくまで条例つくり直さんといけんと思うんですよ。そこの3つですね。それはやはり、行政がつくる住民組織ってあり得るのか。普通考えたら公務員みんなそう思ってるじゃない、条例に書いてあるのはみんな行政組織ですよ。お金も保障された、責任も町が取る行政組織なんですよ、そこは中途半端なんですよ。統括する、資料見ても分かるように、集落のほとんどの人たちは集落の機能、集落でやりたいって人口少ないって、それは地域振興協議会に代わってほしいと思わないっていう意見が出てるじゃないですか、ですよ。それぐらい集落の活動って人口が減ってきても定着してるんですよ。そのときに何を統括するんですか。となれば、やはり、入り口からこの条例の見直しこそ求められてるのではないかと思うんですが、どうですか、町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。振興協議会ができるときにいろいろな議論があったときに、私も行政職員だったのでよく覚えています。それから各地域、私は大国を担当しましたけれども、まだ、まだまだできたばかりの団地等は、今そういうような組織が要るんですかと言われたこともよく覚えています。それから10年以上たったところで、その方とお話したときに、あのときは気がつかなかったけど、やっぱり高齢化がこの団地の中でも進んで、やはり自治といった問題が問題になったと。あのときからやはり20年の歳月は大きいなという話をしたことを思い出します。20年間の中でやはり浮き彫りになったことは、地域のこういう自主組織、集落では賄い切れないような防災であったり福祉であったり、こういうその地域だからこそうまくやっていけるような課題を地域の中で課題を解決していく組織は必要だったということだろうと思っています。もちろん真壁議員のおっしゃるように、一番最初、右も左も分からない中で、今でこそ国もRMOだとかこういう自主組織について、しきりにこれを利用しながら地域の活性化をうたってますけれども、そういうものが全くない中につくり上げたものですから、いろいろなところで矛盾点だとか無理が出ているのかもしれませんが。その無理や時代に合わなくなったものについては、条例であればこれは変えればいいことだと思っています。しかし、今度変えるのであれば、やはり住民組織の中でどういう問題があるのかということをしかりと、この在り方検討委員会等で、大学の先生等も入っていただきながら、問題点がある条項についてはそれを正していくのは

必要だろうと思っています。しっかりと時間をかけながら住民に沿った、それからこれからの未来志向での住民組織になるように、しっかりと検討していきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、私は地域振興協議会の在り方検討委員会で思いますのは、この条例も含めてぜひ論議していただきたい。大事なことなんですよ、つくるのは事務方としての行政の仕事ですけれども、どういう形だと納得いくものにできるのか、その3つの点ですよ、本当に権限も何もないようなところが統括、振興協議会が地域を統括できるのか、これは気の毒ですよ。そのことと、それはぜひ検討をしていただきたい、あの条例の。

あと、振興協議会について2つですよ、意見が出てるのは。1つは財源の問題です。財源は、こういう言い方してるんですよ。人口1万人切ってきた、ここに旧村単位で7つの振興協議会つくったんだけど、そこに会長がおられて副会長がおられて職員が2人いらっしゃる。この方々の常時、地域についての仕事っていうのは、みんなはそれはそれは感謝してるし、評価してるところもあると思うんですけども、果たしてそれが本当にきちっと機能しているのかという問題ですよ。7,000万円の振興協議会の運営費のうちの約7割が人件費を占めるわけですよ。その中で、人口1万っていうたら、米子でいえばどこかな、永江の永江団地かな、私住んでた。そこ1万人、そこに14人の職員が配置して、7人の会長、副会長ずついらっしゃるという、これが、地域は広さってあるんですけども、財源を含めて、財源を考えた場合、この配置と、片やその働いてる方々は、2人は集落支援員ですよ、公務員でもない。そこで仕事してるからゆえに、振興協議会が町がつくった住民組織やから公務員のこと求められるわけですけども、そういう情報も手に入れることはできないし、仕事もできないわけですよ。そういう中途半端などにおられる方々のやってる仕事って本当に大変だなって思うんですよ。

それともう一つの問題は、人口減ってくる問題は、振興協議会で解決できない、南さいはくはこの十数年間で3分の2になってきている。これは人口減をどうしますかとか、荒れてるところどうしますか、振興協議会対応なんかできるわけないんですよ。そういうところが、これ見ても分かるように一番振興協議会のことについてのどういうのかな、拒否、否定的って書いてあるんですけどもね、そういう意見が出てくるというのは、考え方じゃないんです、置かれてるところでやりようがないから困っているんですよ。

もう一つ、それで付け加えてもう一つ、町と町政と職員や町職、町と住民の距離です。振興協議会に下請をしたということではないとおっしゃいますけれども、町の仕事を持っていくときには、町の職員ではなくって、振興協議会の方々が多く出ていきます。本当にこの1万人規模の町

で、町職員が足を運んで解決することできないのだろうか、今考えるときじゃないですか。住民要望、町道1つ変えるのにも、振興協議会に相談し、そこが要望できないとできないような大きな町ではないんですよ。そのやり方も含めて、やはり考えていくべきではないかという点について、町長、どんなふうにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。振興協議会が仮になかった場合を想像してみてください。南さいはくがどういう形になってるんでしょうか、一つ一つの集落がどう存在して、どんな可能性を探っているのでしょうか。やはり私は、振興協議会の意義はやはり厳しい地域にとって、非常に光が当たる施策になったと思っています。一方で、人口が集中してたところについては、大きな意味がなかったと言われる人もおられるかもしれません。しかし、先ほど申し上げましたとおり、必ず、人口の減少の中で、染みがにじみ出るように全町の中にこういう形が生まれてくると思います。高齢化が進み、そして福祉をどう支えていくのか、防災、いざとなったときに誰がどうやって支えていくのかといった問題は、これは行政だけでできる問題ではないわけです。では、集落でできるかといえば、非常に厳しい現状があると思っています。そういう意味で、振興協議会は私、改めて申し上げますけども、やったことには意義があった。しかし、これから先々のまだまだ人口が減っていく、そういうステージの中で見直すべきところがあるということを考えています。

地域の中で、その地域に対する誇りであったり、お宮さんを維持することであったり、そして、よくここでも出てきますように、きれいにするためにちょっとみんなで草刈りをしようやと、これ何げないこれまでの小さな自治だったと思います。その当たり前ができなくなってる現状を考えれば、少し大きなこの振興協議会の中で、未来をどうつくっていくのか、次の世代をどう引き込んでいくのか、こういった議論というのはやはり大事なことだろうと思っています。全てを集落を任せるわけにもならないと思っています。そして行政が全てにそこに出て対応することも不可能です。行政は今、行政改革として、DX、DXと言ってますけども、これは、どうやって今ある行政の形を変えて、その変えた、例えば20%形を変えて余裕ができたものを地域に出かけようと言っています。行政も地域に出かけ、振興協議会や集落の力になりたい、そういう思いを持った職員が多くおります。こういう職員と地域はしっかりとタッグを結んで、これからの難局を乗り越えていきたい、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 地域振興協議会については、町長が果たしてなかったらどうなっ

たのか、今、なかったほうがよかったとか、あったほうが良いという、そういう論議はやめたほうが良いと思うんですよ。意見はいっぱい持っています。ただ、実際やってきたんだからそこでの現実到達点どうかっていうことで考えた場合は、私は見直す一環で言えば、例えば南さいはく等でいえば、昔は、西伯は地区公民館制度があったんですよ、だから社会教育等はそれでできただろう。一番困るのは公共交通と福祉ですよ。農業の衰退は地域振興協議会でもなかなかできない。何か自主的な営利団体立ち上げるしかないと思うんですよ。少なくとも、南部町は合併しても20分もあつたら役場から行けるんですよ。例えば、様々起こってくる地域振興協議会や地元からの要求は役場ですぐやる課みたいなのをつけて、役場の中でいっぱいすぐ動いている方いらっしゃるじゃないですか。そういうところが動いて、草刈りや様々な問題、処理していく問題、こういうことをやっぱり町ができませんことはないと思うんですよ。振興協議会がある面での私の一つのデメリットというのは、それ見えにくくなってきてるんじゃないかと。やはり、基本的なところは町が解決するんだと。振興協議会つくっても、集落の維持というのは手助けになかなか得なかったんですよ、なぜかという人口は減ってきてるから。だからそれでは解決しなかったんじゃないかということも含めて、見直しをするときにはぜひ条例を見てほしいというのが意見です。

あと2分しかないので、次に行きます。町長、温暖化問題でこう取り組みたいと思った一番の動機は、今回の町のつくった温暖化防止に対する計画の地域編が出たことが1つと、もう一つは、先日、3町長が、江府町、伯耆町、日野の3町長が大型風力発電やめてほしいと記者会見を見に行ったときです。伯耆町の町長が読み上げて風力反対する中でしきりに問われたのが、賛成してる方々が地域の活性化の問題言っていると。この荒れ果ててきた山村や山や産業のないところでどうしていくのかっていうところを問われたときに、伯耆町の町長はその声は心に響いてるしっかり受け止めたと言ってたんですよ。私があるとき思ったのは、風力発電のあの大型化では私たちは、大型化では地域が荒らされてくるし、決してこのことがかえって再生エネの障害になるというふうに思ってるけども、と同時に、気候変動が及んでるときに地域でこれにどうして貢献できるのかと、どうして産業と結びつけるのかという、この方針が住民に出されないといけないなと思ったんですよ。それで、見てるときに聞いたら、町長、私これで物すごい希望持ったのは、つくった課はよく分かってると思うんですけども、この再生エネというのはお金が要らなくて地域主体で取り組んでいけるんだと。だとすれば、雇用が百何人でしたっけ、やったらねポテンシャルとして7倍もあるし、雇用拡大ができるんだという点で、雇用何人だっけ、130人でしたっけ、130人の潜在的な雇用ができるということまで参考に町がつくった分で書いてあ

るんですよ。とすれば……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。

○議長（景山 浩君） まとめに入ってください。

○議員（13番 真壁 容子君） 分かりました。企業誘致もそうですけども、一番しないといけないことは、地球に貢献して温暖化を防いで、この南部町の自然の生かされているポテンシャルのある再生エネに取り組んで、そこで雇用もつくっていく、これ南部町にぴったりじゃないですか。どこともこれからこうなっていくと思うんですよ、今、電気は買うよりつくるほうが安い時代になってきたって言ってます。これができるのは、とりわけ自然豊かな地方自治体なんですよ。そういう意味で言えば、だんだんエネが……。

○議長（景山 浩君） 残り10秒を切りました。

○議員（13番 真壁 容子君） だんだんエネ、言えない。とすれば、町長、町のお金、独自財源でも一つの再エネと同時に省エネに向けて、電気製品等について補助を出して、住民にも喚起と啓蒙を深めていく立場からも、それと財政支援の立場からもこれに取り組むべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。2つ言ったので2つ教えてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。まず、簡単なほうから、最初のことでなくて、後で言われた電気製品の補助のことですね。私も大変、何ていうんですかね、これだけ夏が暑くて、火を燃やせば火事も多く、エアコン等に補助金があったらいいなと思います。現に東京都なんかはやってますよね、財源が豊かなところは、言ってみれば私にとっては無秩序なまでに出している、そういうところと、片方は都市部の電源を賄うために大型風力発電を設けて、外国資本を投下するといった、この矛盾、一人の首長として非常に悩んでいます。そういう中で、仮に財源論ですわ、1軒に例えば5万円の電化製品の補助金を出した場合に、4,000軒ですから2億円、この財源をどうつくっていくのかっていったことが課題なわけです。財源さえあったら少し時間をかけながらも、今、星何個だとかかっていう省エネ推奨されたようなものをするだけで、エネルギー消費量は10%以上消費量が減ると言われていますので、本当に財源さえあったらこれはやっていくべきだろうと思っています。それからLED家電が、LEDにすることによって一番効果が高いと、毎日電気つきますんで。これは国の補助金がありますので、ぜひ里山デザイン機構に御相談いただけましたら、補助金の額が決まったときに、毎年毎年条件が変わってきますけれども、ぜひそういう対応もしていただきたいですし、二重サッシなんか年々補助率が落ちていきます

ので、早くそういう改築に手をつけていただきたいと思います。決してそこに行ったら、ど  
っかの業者につかまって暴利をむしばまれるということは絶対ありませんので、ぜひ、制度だけ  
でも知っていただいて対応をお願いしたいと思っています。

それからもう一つ、最初の部門ですけれども、雇用を創出するということはよく言われること  
です。そのような再生エネルギーの導入という課題は、重要な視点だと思っています。まきボイ  
ラーに南部町はこれまで以上に補助金を投下していますが、これは農家であったり林家で  
あれば、地域の中に必ずやその材はありますし、都市部ではまき自体が手に入らない。まきスト  
ーブはつくったけれども、その労力自体が、木自体もないといったことが問題になってますけれ  
ども、南部町の中では半分以上が広葉樹の山で、それを使うということも重要な視点だろうと思  
っています。太陽光発電もなかなか手を挙げていただけませんけれども、屋根にばかりつける  
のではなくて自宅の庭でもよろしいですし、空き地みたいなところがありましたらそこを使って  
いただければ、一頃とは全く違って今、安い、そのことを新蓄電池にためて夜間に電気を買ひ、  
そして昼間は太陽光を充電させ、一番使うときに放電させることによって、電気代をできるだけ  
買わずに済ませるといような仕組みは可能ですので、これについても御相談いただいて、どの  
ぐらいのコストがかかるのか、そして何年でそのお金が回収できるのか。私のようなもう高齢に  
なった人間とは違って、若い世代では間違いなく回収できますので、年代やそれから投資するコ  
ストの計算もすると思いますので、ぜひいろいろな面で御相談いただきたいと思います。真壁  
議員がおっしゃるように、自然エネルギーをうまく利用した地域づくりがそこで働く人を生み出  
し、そしてエネルギーを循環させ、地域でお金も循環するという仕組みが理想だと思っています。  
難しい点はたくさんあるということは重々承知していますが、ぜひそんなまちづくりに進め  
ていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 以上で、13番、真壁容子君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

午前11時45分休憩

午後 1時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、5番、荊尾芳之君の質問を許します。

5番、荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 5番、荊尾芳之です。以下の2件について一般質問を行います。

1つ目、中学生のクラブ活動について。現在、生徒数の減少及び教員の働き方改革から中学生の部活動が大きく変わってきました。中学校での部活動を地域で行うよう、地域移行・地域展開が始まる所です。南部町でもできる所からとスポnetなんぶに委託事業として既に一部で動き始めています。中学校時代の子供たちはいろいろな可能性を持っています。今後、高校生、大学生、社会人へとアスリートとしての競技に進む者、また、楽しく体を鍛えたり一緒にスポーツを行う仲間づくりを行ったりするなど、中学校時代はとても重要な期間であります。特に中学校時代の部活動は、大会に出場する、コンクールに出場する、ほかの学校と試合を行う、試合のためには当然ふだんの練習も含めて、一緒に試合、練習で部活動で過ごすことの意義、重要性は言うまでもありません。しかし、その内容形態が大きく変わろうとしています。今、子供たちにとって部活・クラブがどうあるのがよいのか、本当に中学生にとってベストは何なのか、このために幾つかの質問を行いたいと思います。

1、南部中・法勝寺中の部活動の現状、中学生の地域クラブの加入状況について教えてください。2、中学生にとっての部活動等の今後の方針（方向性）進め方について伺います。3、中学生の将来の可能性を伸ばすために、スポnetなんぶがやること、町・教育委員会がやること、地域がやることは何かを問います。4、中学校の教員が、地域クラブで教員の給料以外に報酬を得て指導することはできるかどうかを教えてください。5番目、認定地域クラブ活動を町はどのように進めるのかを伺います。

大きな2つ目です。公共施設の整備・管理についてです。現在、町民の皆さんが、町内の公共施設や運動施設等々を多く利用しています。町は公共施設の統廃合等の整備管理を順次適切に行っています。大きなテーマから少し絞って質問していきます。近年の夏季の異常な高温時の体育館の使用について、もはやエアコンは必需品ではないでしょうか。また、エコや省エネの観点から電球をLEDに交換することは、たとえ初期経費がかかってもランニングの電気代が値上がりする中、有効であると考えます。

次に、公共施設のトイレは、施設の利用者の利便性を考慮し、和式トイレから洋式トイレへ順次変更が必要ではないでしょうか。未整備の公共施設について順次整備することができないかを伺います。1、公共施設（体育館）のエアコンの設置状況や公共施設のLED化の実態を、状況を教えてください。2、指定管理施設の洋式トイレと和式トイレの状況はどうか教えてくださいという2つのデータをお願いしております。

以上、壇上からの質問といたします。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 荊尾議員の御質問にお答えしてまいります。私からは、公共施設の整備・管理についてを御答弁させていただき、後ほど、教育長のほうから中学校のクラブ活動についての答弁をさせていただきます。

それでは、初めに、公共施設（体育館）のエアコンの設置状況や公共施設のLED化の実施状況等についてお答えをいたします。説明資料をお配りしておりますので、御確認ください。説明資料1と合わせて確認をお願いいたします。

まず、町内の体育館10施設におけるエアコンの設置状況についてですが、エアコンを設置している施設は現在のところございません。体育館へのエアコン設置については、近年の猛暑対策として必要性を指摘する声がある一方、体育館そのものの断熱性能が低く、十分な冷却効果を得にくい構造であること、設置及び運用に係る電気代等の経常経費が多額となること、使用頻度が限定的であることに加え、避難所などの緊急利用が想定される場合であっても、常時冷房の必要性が高いとは言い難いことから、費用対効果の面で慎重な検討が必要と考えております。このような観点から本町では、常設エアコンの設置ではなく、必要な場面に応じて活用できる大型送風機、スポットクーラーについても導入済みです。この活用と合わせて気化熱冷風機を本年度補助金を活用して導入しております。また、夏季の異常な高温時の体育館利用については、授業時間帯の工夫、早朝等の比較的涼しい時間帯の活用、授業内容や実施時期の調整など運用面での対策を併用することにより熱中症防止に寄与するものと認識しておりますことから、現時点で導入自治体の状況等も確認して検討したいと考えています。

次に、町内の体育館10施設におけるLED化の実施状況についてですが、10施設のうち6施設でLED化を完了し、4施設が未実施でございますが、未実施施設のうち2施設では一部交換済みとなっております。蛍光灯については2027年末に製造を終了することが示されており、交換用部材の確保が困難となる見込みであることから、製造期限を踏まえ、計画的に公共施設等のLED化を進めていく必要があると考えております。

次に、指定管理施設の洋式トイレと和式トイレの状況はどうかについてお答えをします。説明資料2を準備しておりますので、御確認をお願いいたします。町内の指定管理施設32施設に合計228基トイレが設置しておりますが、そのうち和式トイレ64基、約28%、洋式トイレ164基、約72%となっており、全体の約4分の3が洋式化されている状況でございます。また、提供資料のとおり施設別に見ましても多くの施設で洋式トイレの整備が進み、洋式のほうが整備の数が多いう状況でございます。これは、利用者の利便性向上や高齢化の進展、衛生面や安全面に

対する意識の高まりを踏まえ、町として順次整備を進めてきた結果であると認識しております。今後につきましても、利用者ニーズや施設の老朽状況、整備費用等を総合的に勘案した上で、洋式化を含めた改善に努めてまいりたいと考えています。

私からの壇上の答弁とします。

○議長（景山 浩君） 教育長、二宮伸司君。

○教育長（二宮 伸司君） 失礼します。荊尾議員から中学生のクラブ活動について5つの御質問をいただきました。順次お答えをしてまいります。

1点目、南部中学校、法勝寺中学校の部活動の現状、中学生の地域クラブの加入状況についての御質問からお答えしてまいります。まず、両校合わせた運動部の状況についてです。運動部はまず、野球部8名、男子バスケットボール23名、女子バスケットボール部7名、バレーボール部8名、ソフトボール部3名、男子ソフトテニス部6名、女子ソフトテニス部11名、卓球部7名、陸上競技部6名となります。一方、文化部につきましては、吹奏楽部23名、科学部2名、創作部10名、美術部12名となります。形態といたしましては、各校単独で行っているもの、両校合同で行っているもの、拠点校方式で行っているものがございます。なお、サッカー及び剣道につきましては、今年度より既に地域クラブとして活動を始めているところです。各地域クラブに所属しております両校の生徒数は、サッカークラブ6名、剣道クラブ3名となっております。

2点目、中学生にとって部活動の今後の方針（方向性）、進め方についてお答えします。令和5年度に南部町部活動あり方検討委員会を設置、開催いたしまして、行われた議論を基に、令和6年3月、南部町部活動の地域移行のあり方に関する提言が示されました。令和8年度の南部町型地域クラブ方式への移行を提言として受けたところです。現在、吹奏楽部につきましては、令和9年度の移行を目指して調整をしておりますが、その他の部活動につきましては、令和8年度に地域クラブへ移行する予定です。

3点目、中学生の将来の可能性を伸ばすために、スポnetなんぶがやること、町・教育委員会がやること、地域がやることは何かについてお答えいたします。まず、町・教育委員会が行うことといたしましては、主に体制基盤の整備を行うことと考えております。具体的な支援の内容といたしましては、1、活動継続のための指導者の確保、2、地域クラブの支援等、各地域クラブの体制確立に向けて、国や県の補助金を活用しながら推し進めていくことを計画しているところです。また、主体的に生徒がスポーツ・文化活動を選択することができ、地域クラブで専門的な指導が受けられるよう、保護者の経済的な負担の軽減も含めて、関係機関と連携してまいります。

次に、スポnetなんぶが行うことについてです。子供から大人まで、生涯にわたってスポー

ツに親しむ場、機会の提供の確立についての役割があるというふうに考えております。中学生が所属することになる地域クラブとスポーツ少年団、マスターズクラブ等との連携を図ることで、幅広い世代に対して専門的な指導を充実させていくことを期待しています。加えて、各施設の利用状況の把握、調整、各地域クラブとの連携・管理、こういったことを行うことで、活動の充実を期待しているところです。

そして、地域が行うことについてですが、令和5年度に開催されました南部町部活動あり方検討会の中で、中学生の意見として、専門的な指導を受けたいという意見が出てまいりました。学校の部活動においては、専門性を持ち合わせて熱心に指導できる教員も多くおりますが、全ての部活動に配置することは現実的ではなく、競技経験のない教員が部活動の顧問をすることもまれではありません。また、専門的な指導力のある教員が顧問となる場合もありますが、数年後には異動となり学校を離れることも避けられません。一方、地域が主体となって行うクラブであれば、専門的な指導者を継続して確保できるのではと考えているところです。さらに、地域の子供は地域で育てるとする住民の皆さん自身が教育の当事者として、こうした機運の醸成にもつながっていくのではというふうに地域には期待をしているところです。

4点目、中学校の教員が、地域クラブで教員の給料以外に報酬を得て指導することはできるのかについてお答えをいたします。教員の兼職、兼業につきましては、有償で地域クラブの指導者を希望する教職員が所属の校長への相談、了承の上、服務監督者である町教育委員会へ許可申請を行い、許可を受けた上で従事することになります。具体的には、県や国の動向を捉えつつ前向きに進めていく所存です。また、町といたしましては、今年度、南部町職員の地域貢献副業活動の許可の基準に関する規程を制定しており、既に当該規程を活用いたしまして、町の職員が現在クラブ指導員として活躍をしているところです。

最後に、5点目、認定地域クラブ活動を町はどのように進めるのかについてお答えをいたします。地域クラブは生徒がスポーツや文化に親しみ、多様で豊かな経験をすることに加え、専門性を高める場としての役割を担っていると考えております。また、共に活動する友達、指導者との関わりを持つ交流の場としての価値もあるものというふうに捉えております。中学生に限らず、町民の皆様が生涯スポーツの観点で、いつでも、どこでも、誰でも参加でき、選択肢を狭めることのないよう取り組み、豊富な体験活動、交流活動の場が持続していくよう支援してまいりたい所存です。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君の再質問を許します。

荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 御答弁ありがとうございました。

通告のとおり、最初に中学生のクラブ活動についてから質問を進めていきたいと思います。教育長、先ほど、壇上の答弁の中で、クラブチームを単独、合同、それからもう一つ。ごめんなさい、方式って言われたのがちょっと分からなくて、どういう意味かちょっと、素人なもので、教えていただけませんか。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、河上英仁君。

○総務・学校教育課長（河上 英仁君） 総務・学校教育課長でございます。単独と合同、それから拠点校の3つの方式で今行っております。単独につきましては、名前のとおり法勝寺中学校、南部中学校それぞれの学校で、単独で例えば組めるものについては単独で参加をしております。合同部活動につきましては、法勝寺中学校、南部中学校、両校に部活動がありますが、例えばそれではチームが組めない場合に、そこが一緒になって参加するという形が合同となっております。拠点校方式と申しますのは、例えば法勝寺中学校に部活はありますが、南部中学校にその部活がないという場合に、南部中学校の生徒が法勝寺中学校のその部活動に参加して行うものを拠点校方式と申します。以上の3点でございます。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） ごめん、合同までは理解できました。今の拠点校方式のところの法中に野球部があって、南中にはあるんだけど、ごめん、野球部はいけんな、違う。馬術部が法中であって南中になかったら、南中からその馬術をやる子供をお願いして一緒にやるのが拠点校方式ということですか。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、河上英仁君。

○総務・学校教育課長（河上 英仁君） 総務・学校教育課長です。今、おっしゃられたとおりになります。例えば言いますと、女子ソフトテニスにつきましては、法勝寺中学校には部活があります、南部中学校にはございません。ですので、南部中学校の生徒さんが法勝寺中学校の部活に参加するという形が拠点校方式となります。以上です。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 初めて、勉強になりました、ありがとうございます。

教育長、今、ふだん中学生は月曜日から金曜日まで部活をやって、土日はクラブでやる子供もいます。そうではなくて、部活とはもう別にクラブに入って、スポnetがやっているクラブもあるんですけども、その割合といいますか、南部町に限らず鳥取県西部、鳥取のほうまで通って

る生徒もいますけど、その辺の割合なり、教育委員会としてつかんでおられる状況をちょっと教えていただけませんか。

○議長（景山 浩君） 教育長、二宮伸司君。

○教育長（二宮 伸司君） 教育長でございます。鳥取県の中で部活動を地域移行、地域展開というふうには今は言ってるんですけども、やろうとしてるのはちなみに南部町のみでございます。それから、全国的に見てもなんですけど、国のほうが旗を振っているのがスポーツ庁及び文化庁なんですけれども、ここが言っていることは、公立中学校の休日の部活動を令和8年度から6年間かけて段階的にやっていきますよってというふうに言っております。南部町は、いち早く令和8年度から、吹奏楽部を除く部活動を地域展開をしていきたいというふうに思っているところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） まさにそのことを、ちょっと今回の質問の中心なんですけど、ただ、現状、現在の状況として部活でいわゆるスポーツだったら中体連の大会に部活を組んで出ていく、拠点校方式でもいいんですけども、出ていくことと、それからいわゆる競技団体の主催する大会もあります。そこに、部活ではない、この教育長が今言われるその認定地域クラブ以外の任意団体というのか、クラブというもので出ていく場合もあります。その違いについてはどういいう御理解ですか。

○議長（景山 浩君） 教育長、二宮伸司君。

○教育長（二宮 伸司君） 教育長でございます。実は、認定クラブにその地域のほうに展開するに当たって、まだ中学校、中体連のほうで議論が追いついていない状況で、うちのほうが先行してやろうというところで、ですので、モデルケースになる、早くやって要望を届けたいというふうな気持ちでおるといいうのが実情です。以上です。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 教育長、いいですか。いや、ごめんなさい。それはあくまでも令和8年がいわゆるJ S P O、日本スポーツ協会が思っているところはそこなんですけども、今僕が聞いたのは、現在の部活というものと認定地域クラブでないクラブに所属している生徒がいるわけですわ、いますよね。中学校の部活をしなくて、単独では組めないから鳥取県西部でチームを組んで、そこに出ている生徒もいます。それは、中学校の部活はやってるのかな、やってないのかなっていうのもちょっと気になるし、それに対して教育長は、どういいうのかな、中学生の学業とスポーツの中で、そういうクラブは当然認めていくもんだという認識なのか、地域クラブのこ

とと、今の現実にあるクラブ、分かりますね、そのちょっと違いをお願いします。

○議長（景山 浩君） 教育長、二宮伸司君。

○教育長（二宮 伸司君） 失礼いたしました。もちろん、認めていくつもりですし、その機会を広げていきたいなという気持ち、スポーツの選択肢の機会を広げていきたいなと思っております。例えばなんですけど、競技によっては中体連の上位の大会に出られないっていうようなことがもしかしたら起こり得るかもしれないので、その条件についてはぜひとも出ることが、出場が機会が減ることがないように要望もしていくというつもりです。以上です。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） どういうんですか、そういう別なクラブっていいですか、今、子供たちの部活ごとの人数も数字も教育長おっしゃっていただいたんですけど、その人数、いわゆる中学校の部活してなくてクラブに入ってるような生徒数の数って把握しちょられますか。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、河上英仁君。

○総務・学校教育課長（河上 英仁君） 総務・学校教育課長です。部活動以外の今の南部町の地域クラブでサッカーと剣道につきましては、先ほど教育長のほうが申し上げましたが、そのほかの例えば町外のクラブに、例えばサッカーですとか、把握しておりますのが、サッカー、柔道、新体操、バスケットボール、そういったところを今把握しておりますが、今、南部中学校、法勝寺中学校の両校合わせて1、2年生としては14名いるというふうに伺っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 分かりました。本来、教育長、私たち、町長もそうだと思うんですけど、我々の頃には、もう中学校の部活っていうものしかなかったっていうか、それがどういうんですか、学校生活をしていく上で、部活をやって、高校に行って同じ競技に行くのか、違う競技に行くのか、そういうところの中の部活というものだったんですけども、今言ってもらったんですけども、いろんなことになって、いろんなやりか……。取捨、いろんな選ぶのがあるんですけども、教育長的に、いわゆる中学生がいわゆる競技志向っていう、勝負をするからには勝つのが基本なんですけど、でも、今、J S P Oなんか言ってるのは、勝つことばかりではないよと、一緒に交流したり、仲間になったりとか、そういう方向も示してるんですけども、これから向かっていく地域クラブっていう、あと、認定地域クラブが向かっていく方向、それから、今の部活だって、さっき教育長は中体連に出てる出ないっていうのもありましたけど、基本的にはクラブも中体連に出れるようにそういうふうになってきてるんで、してるんですけども、教育長が狙っておられる中学生が、そもそもって言っちゃおかしいですけど、その種類がやっぱり

ありますんで、この種類に行けばアスリート系に行くとか、あると思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 教育長、二宮伸司君。

○教育長（二宮 伸司君） この転換期にあって、やはりピンチとは捉えてなくて、南部町にとってチャンスだというふうに捉えております。て申しますのは、子供にとっては、先ほど議員がおっしゃったように、より専門的な指導を受けられる機会が拡充するってということで、まず、メリットがあるなと思っております。地域にとっては、地域の大人の出番が増えるのかなと思っております。例えば荊尾議員のように、野球についての専門的知識がある方に教えてもらう子供たちっていうのは幸せだなと思いますし、同様に、専門性の高い方が地域にはたくさんいらっしゃいますので、その方の出番という意味でも、ありがたいなと思っております。あわせて、交流の場にもなるなと思っております。先ほど申し上げた法勝寺中学校と南部中学校の子供たち同士の交流も、でありますし、そういうところにも期待してるところです。もうちょっと言いますと、教員の働き方改革にも資する取組として、チャンスというふうに捉えているところです。

子供たちにとっては、いつも限られた人間関係の中で、例えば今、教員からしか褒められないような、もしかしたら子供もいるかもしれません。報告によっては、複数の大人から認められたり褒められたりする教育機会っていうのが非常に効果があるというような報告も受けております。そこら辺で期待をしてるところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 教育長、スポnetで、ジュニアユース募集案内という、この紙は見られたことありますよね。令和8年度の地域移行の前に、もう令和7年度で完全地域移行チーム、それがサッカーと剣道ですということで、それ以外に募集がかかっているんですけども、今、教育長が言われたJSP Oが狙ってる令和8年度からの中学校の地域移行っていうところに先行して、今こういうふうにスタートしてるんですけど、それって、JSP Oの言ってるところって、何か、ごめんなさい、二転三転したり、方向性がよく分からないところがあるんですけど、それに先駆けて教育長が求めているものと、このスポnetがやってることっていうのは合ってるんですよということが1つと、この中身については教育委員会とスポnetが全て方針が決まったことによって、協議の上、全部納得の上で進んでるという理解でいいんですか。その2点を教えてもらえませんか。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、河上英仁君。

○総務・学校教育課長（河上 英仁君） 総務・学校教育課長です。先ほどのチラシにつきまして、こういった方向でというところで確認のほうはしておりますが、また、実は、今回、12月に新たに中体連登録に向けての方針が出るという機会を捉えまして、また地域移行の進め方といえますか、そういったところについては、12月に各クラブの指導者、代表の方に集まっていたいて、その中で、また方向性ですとか方針ですとか、そういったところも共有しようというふうに今考えてるところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 基本は、やっぱり中学生、子供たちという若い、これから将来ある中学生をどういうふうに育てていくか。私も全国大会なんかを見るんですけども、やはり優勝するチームは、中学生なのに、もう高校生並みの練習を課している。指導者がそういうのを望んでいる。当然、早い時期から高度な練習をすれば実力はつきますけども、ただ、そこにはやはりまだ体が、中学生の体なのに高校生の練習をすれば、やはり障害も出てくる。いわゆるけがをしたり、将来、社会人になってオリンピックにでも出れるのに、高校に行ったらもう体がめげてしまっていたとか、肩が壊れていたとか、やっぱりそういうところに非常に心配するわけで、子供たちがずっと好きなスポーツが続けていけるように、スポnetもそうですし、教育委員会はそこにやっぱり先ほど言われた支援、2つ言われましたけれど、そこをきちっと担当分野としてやっていただきたいと思っております。

それで、これを見ると、参加費、非常にばらつきもあります。高いなというところもあるし、年間6,000円とかだったら保護者の負担もできるのかなと思うんですが、中学校の部活って、基本お金要らないんですよ。たしか払った覚えはない、中学校のときは。なので、それが、やっぱりこの地域移行っていうことになったら、さっき教育長が言われた、いい指導者につこうとすれば当然負担がようけかかるのか、教育委員会は知ってるんですかって言ったのはそこなんですけども、やはりそのところ、それが、いい指導者イコールお金がかかるというところがあると思うんですけども、そこに中学校の先生が指導者になるということで、あまり負担が上がらない。先回、議員からもこのことで町政に要望のところがあって、いわゆるこの地域移行に関して保護者負担というものを減らすようにとか、かからないように、そこを考えてほしいということで、議員の要求も一致しているところがございます。

当然、この値段は必要だと思われるかということと、指導者について、今、中学校の指導者って、必ず、例えばコーチ1だったり、コーチ3だったり、資格を保有しないとできないような制度になっております。その把握はできとるのか、この2つを教えてもらえませんか。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、河上英仁君。

○総務・学校教育課長（河上 英仁君） まずは、費用負担のところについてです。先ほどのチラシにつきましては、これはまだ昨年度の段階で今年度に向けてのもので、先行的に行うというところで行っているものです。（発言する者あり）7年度のもので、7年度。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後1時38分休憩

午後1時39分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

○総務・学校教育課長（河上 英仁君） 失礼しました。費用負担につきましては、現在動いておる額が出ております。またそういったところも、8年度に向けましては、指導者謝金ですとか、あるいは就学援助している御家庭への支援とか、そういったところも含めて考えております。

そういった中で、8年度に向けましては、またこの辺りの費用負担につきましても、代表の方に来ていただいてお話をするとき、その辺りもまた含めて相談をさせていただくというような形を考えているところです。

○議長（景山 浩君） 教育長、二宮伸司君。

○教育長（二宮 伸司君） 従前の部活動についても、例えばなんですけど、個人の持ち物になるものについては負担をしてもらっております、グローブとかバットとかそういうもの。それから、移動にかかるもの、例えば練習試合でというようなところについては、実費負担をしてもらってるところです。公平性の観点から、先ほどおっしゃった指導者への謝金とかっていうのは、ある程度、社会通念上認められるような金額かなというようなところを話し合いをさせてもらって、今度の、今先ほど課長が申し上げましたが、12月の全体的な動向を踏まえて、決めていきたいなというふうに思っております。できるだけ保護者負担は少なくというのは、我々も同一見解でございます。

もう1点、この資格については、取って、もちろん指導をしてもらおうということが前提で話を進めます、地域クラブ。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 現在ではない。言い方が悪い。

○議長（景山 浩君） 荊尾議員、発言はしないように。

○教育長（二宮 伸司君） すみません、ちょっと課長にそこは説明させます。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、河上英仁君。

○総務・学校教育課長（河上 英仁君） 総務・学校教育課長です。指導者につきましては、資格等もございますので、例えばそれは、中体連の登録に向けて、それが条件になっているクラブもあります。それはクラブによって条件がいろいろありますので、そういったところをまた確認していただいているところですので、そういったところも持たれてる方に指導をお願い、加わっていただいたりですとか、また新たに取得中というところでも認められている部分もございますので、そういったところで例えば中体連登録するものについては対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） ちょっと2つ大きなところが。

じゃあ、まず、取りあえず、指導者資格についてちょっとお願いなんですけども、やはり今、さっき言ったように、勝利至上主義みたいなんで、昔の俺が教えてやるみたいな人がずっといたんですけど、もう今はそういう時代でもありませんし、ちゃんと平等に子供の健康管理ができる。そのためには、やはり資格っていうのは何のためにあるかっていうと、そういう知識とか、子供たちにちゃんとできるような資格を持ってる人が指導者としてやるっていうのがJ S P Oなり、全部一緒だと思うので、これから取ってもらう人も必ず必要なんですけど、そこはちょっとスポnetではなく、僕は、教育委員会とスポnetの役割でいうなら、教育委員会のほうがやっぱり指導のイニシアチブを持ってもらって、もちろんできる人は限られてるかもしれんけど、そこは大事なところだと思うので、ちょっと厳しいようなことを言いますが、大会に出るとか出んとか、そういうところではなく、やっぱり正しい指導者に子供たちを教えていただきたい。正しい指導者というのは、ちょっとごめん、言い方悪いかもせんだけど、そういう意味合いを持っております。

あと、会費のことなんですけど、やはりさっき言ったサッカー、これはもう7年で今動いてる分だって言われたんですけど、サッカーで4万8,000円を1年間に払うっていうのが、いい指導者がいるから当然だっていうことなのか、そこには、やっぱり、教育長、クラブに任せるのではなくて、全国に先駆けて南部町がこれをスタートするわけですから、教育費の予算からそういうところを持っていくというような考えはないんですか。

○議長（景山 浩君） 教育長、二宮伸司君。

○教育長（二宮 伸司君） 御意見承りましたというか、内容は分かったんですけども、持続可能性でありますとか公平性の担保という意味からでも、検討をして妥当な値段をっていうのを考えていきたいなと思っております。

一方で、全部無償化をするっていうつもりはありません。といいますのは、やはり指導者の皆さんにもある程度対価として支払うのであれば、責任を持っていただきたい。先ほど議員がおっしゃった健康管理であるとか指導の質、内容というものも求めたいと思いますので、その辺はきちんとお互いの責任として確かめ合って、進めていきたいと思っております。

ひいては子供たちのためにというのを最後に考えて、必ず決定していきたいなと思っておるところです。その際には、スポーツ推進審議会でありますとか、スポーツ推進委員さんとかっていう強力なうちの審議会の関係も含めて、検討をさせてもらいたいなと思います。ありがとうございました。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 実際、スポnetは非常に、理事長も含めて、一生懸命やっておられる。よく分かります。ここに教育委員会がスポnetと一緒にやってるっていうところが、ごめん、言い方悪いですけど、薄いんですよ。非常に、スポnetって、人数も少ない中で、もう一生懸命やっておられる。教育委員会、教育長以下、たくさん職員じゃないですけども、やっぱりそこに、新しい変化のときなんで、もう少し力を入れてほしいなと。

お金のことについても、予算を入れてくださいっていうのは当然公平性もあるし、ただ、町からのお金の投入の仕方であると思うんですよ。さっき言いなつた就学援助の必要な子供たちもいるわけですから、そこにはやっぱり減免ということも当然考えてもらわないといけないかなと思いますんで、ぜひとも、やっぱり南部町は全国に先駆けて地域移行をやるっていうことになってますんで、そこも国からの補助金が、今度認定クラブになれば補助金が出る。当然要件がありますけど、そこを、ちゃんと要件もクリアして、すぐ認定もらえて、国の補助金をもらって、スポnetにも出せるというような、そういう体制づくりなり、先駆けてやっててまだ分からんっていうところがあるかもしれんけども、しっかりアンテナを張って、そういうことができるようにやっていただきたいなと思います。ぜひともそこに南部町、鳥取県下でも先駆けてますので、お願いをしたいと思います。

あと、この認定、まだ分からんという、大分、少しずつなんですけども、認定地域クラブの在り方っていうか、その要件って把握しておられますか、教育長。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、河上英仁君。

○総務・学校教育課長（河上 英仁君） 認定クラブの要件ですけれども、今まで国とか県のほうからも出ておりますガイドラインですとか、そういったものにやっぱり準じているというところを基に進めていきたいと思っておりますので、そういったところが要件になってくるかなという

ふうと考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） えらい抽象的な言い方だったんだけど、私が聞いているのは、ちゃんとクラブとして練習時間が、いつどこでどういうふうに時間を持ち、場所を持ち、その場所をちゃんと行政は、例えばカントリーパークを使うなら、その使用料については助成もするよとか、野球だけじゃないですよ、いろんなどころも含めて、そういうチェックリストがあって、それ、クリアできたら国からの助成金が出ますよという理解なんですけど、合ってますか。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、河上英仁君。

○総務・学校教育課長（河上 英仁君） 総務・学校教育課長です。先ほどの時間につきましては、今のガイドラインでいきますと、平日週5日のうち4日までというところですか、土日でいうとどちらか1日というところで、平日ですと目安としまして、平日2時間、休日は3時間というところで、週で11時間というところが一つの目安になっております。

場所につきましては、やっぱり今まで使用しておりました学校のグラウンドですとか体育館、それからまたほかの施設にもなりますけれども、例えば町の体育館ですとか、そういったところも想定しております。そういったところもなるべく減免等で使えるようにというところも考えているところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） もうちょっとやりたいんですけども、学校の先生が、教員が、僕は、部活もやっています。それから地域クラブもやるってということで、競技が例えば同じ競技とした場合、やっぱり学校の先生って、部活だけじゃなくて、ふだんの学校の生活からちゃんと子供たちを見てるので、そういう先生が地域クラブの指導者の中にも入っていただいたら、子供たちにとってはそれがいいじゃないかなと思います。実際やりたいという先生もいるし、無償ボランティアでやってもいいよっていう先生もいるわけです。ただ、さっき言いなった高度な指導技術を得るならば、やっぱり有償のほうがいいと思うので、なので、それは、さっき教育長が言われた、学校長だったり、教育長だったり、そういう許可を得て、ちゃんと申請をすればできるということですね。

○議長（景山 浩君） 教育長、二宮伸司君。

○教育長（二宮 伸司君） 間違いございません。そういうふうに進めます。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） ほかの先生が知らないわけではないと思うんですが、南部町は先駆

けてやるという話でしたが、全国にはNPOとかスポnetなんぶみたいなのがいろいろあるんです。そこにはやっぱり学校の教員が自由時間を使ってそういう今の申請をして、指導者となった例もたくさんあります。なので、教育委員会のほうには、どういふのかな、南中、法中の部活の先生もいるので、できればそういうところにも働きかけていふのはどうでしょうか、そんなことせんわいっていふのか、難しいことなのか、どう思われますか。

○議長（景山 浩君） 教育長、二宮伸司君。

○教育長（二宮 伸司君） 教員も様々で、例えば、学習というか、教科教育に専念したいとか、それから、おっしゃった部活動の指導には自分は自信があるのでっていうところについては、教員の特性もあると思います。そういう意味では、意思を尊重してやりたいなという気持ちです。以上です。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 5点も質問項目を並べてあれですけども、言いたいことは、中学生、子供たちは、我々の頃とは非常に状況が変わってきてる中で、やっぱり専門性だったり、中学生もいろいろだと思います。本当にオリンピック目指して、古田君みたいにオリンピックに出れる選手とか、そういう南部町には出す実績もあるわけですから、そこはやっぱり教育委員会やスポnetが上手にタッグを組んで、また地域の我々も地域を組んで、そういう子供たちを育てることができたらなと思いますので、そこにはやはりお金も必要な部分がありますので、予算化なり、減免の必要な子供たちにはそういうことをしっかり見て、できるようにしていただきたいということを最後をお願いをしておきたいと思います。

もう1点、質問事項を上げておりますので、いわゆる公共施設の設備のことなんですけども、まず、町長、体育館のエアコンって、非常に非効率だなと思うところもあるんですが、やはりこの近年の熱中症、高温というか、近隣の米子市なんかも順次、整備していくような方針を市長出しておられます。非常に暑い中で競技をすると、当然、避難所として使わなければならないこともあるかもしれませんが、それはそれで、そうじゃなくて、やっぱりふだんの体育館を使うところの中で、熱中症とかそういうことを考えるならば、どうでも使わんでもいいわけですけども、エアコンを使うことができるぞという体育館にしておくことは大事なことじゃないかと思うんですが、町長、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。先日、米子市のほうが計画を組んでるということで、南部町でも計画を組むように指示しております。

一方で、現在、日吉津村が、日吉津で会議あるたびに2階の窓から小学校のあの体育館を見て、日吉津村長に使っちゃおうって聞くと、使っていない。エアコンを使っていない。ただ、電気代だけはじゃんじゃん要りますと。何か老人大会のときには、やはりせっかくあるんで、使ってもらってるというようなことを言っておられました。使わないわけですから、そこまで。学校教育上のいろいろなもんがあるかもしれませんが、かなり早いうちからスイッチ入れておかないと断熱効果が悪いということ。それから、連日、高額を受電費用を年がら年中払い続けなくちゃいけない。暖房機能があるのかないのか分かりませんが、夏は夏で必要かもしれないけども、冬場は全く関係ないことですよ。そういうことがあって、効率が悪い。

しかし、東京都は100%、全国平均は22%ぐらいだったと思います。鳥取県は1桁の3%とかそういう数字です。そういう子供たちが大きくなったときに、東京で教育を受けた子供たちは、エアコンの効いた中で夏もしっかりと運動したよ、何それといったような、そういう教育格差がいかなものかということは、先ほども真壁議員の中で、国に対して強く要望してきた中の1つです。やはりこれが教育格差に発展してはいけないと思っています。

しかし、誰がどう考えても、あの大きな空間をエアコンをフルに回しながら、果たして本当に効果が上がるような機能をつくるためには、断熱素材であったり、そういうかなり高度なインシヤルコストと、それから、さっきも言ったようなランニングコスト、これを併用することがこれから先々の行政としてやっていけるのかどうかといったこともあると思います。現在、現実的な課題として、スポットクーラーだとか、子供たちの体を冷やす設備を導入して、子供たちは一定その中で元気でやってるそうです。先ほど壇上でも言いましたように、スポーツの時期を少しずらすとか、体育の時間を少しずらすとかという工夫で、効果を上げているという具合にも聞いています。

大事なことですので、しっかりとこの辺りのところ、計画を組んだ上で、議会にも御相談しながら、南部町の方向を探ってみたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 分かりました。町長の言われるとおりのところもあると思います。

ただ、10個体育館があって、10個の全てにつけてくださいというのではなくて、例えば南部町民体育館には、10個のうちの1つだけど、ここにはエアコンもあるよとか、そういうやり方もあるのではないかと思いますので、少し検討いただけたらと思います。

あと、LED化についてはかなり進んでるということでございますので、カントリーパークっていうのがあるんですけども、照明が切れたらもう終わりなんですけど、そろそろLED化してい

うことも考えるわけになりませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） これも検討というか、現実的な問題としてしなければならないと思っています。時間がたつとLEDも大分コストが下がるということを電気事業者の方に言われて、数年前に考えたことがあったんですけど、もう少し待ったほうがいいということと言われたので、待っています。かなり値段も下がってきたとはいえ、数千万円の費用がかかるといったことも事実でございますので、財源等も含めながら、検討してまいります。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） ありがとうございます。ぜひ時期を見ながら、電光掲示板にしてくださいとまでは言いませんので、取りあえず照明をLED方向でお願いします。

最後に、施設のトイレの洋式化ということで表を出していただきました。ありがとうございます。

何が言いたかったかという、福祉センターしあわせです。福祉センターしあわせは、この表を見ると、19分の12が洋式トイレというふうになってあります。ただ、実態というか、場所、1階の正面入って右側に男女のトイレがあります。女性用は洋式化になってるんですけど、男性用のトイレが洋式化になってない。なってないんです、町長。それで、どうしたらええですかって言ったら、多目的のトイレがあって、洋式が必要な人は多目的のほうを使ってくださいと。ここがいっぱいだったら、2階に1つ洋式があるのでそっちに上がってやってくださいっていうのが現状なんです。この数字だけでは出てこんですけども、しあわせのトイレ、1階の4つだか3つだかあったと思う。全部とは言いません。1つでもいいので洋式化してほしいなど。私も行くので、よろしくお願いします。予算要求をしてるって言ったの、するっていうふうに言っていました。町長、お願いしたいですが。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。しあわせに限らず、再点検は必要だろうと思っています。生活様式がここまで変わってくると、洋式がないといった公共施設は少し問題があると思いますので、十分点検をさせます。以上です。

○議長（景山 浩君） 荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） ぜひ、やはり使われるのは住民の皆さんなので、住民の皆さんの利便をできるようにお願いしたところもありますけども、ぜひともそれに対する予算措置なり、早い実践をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 以上で、5番、荊尾芳之君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を挟みます。デジタルの時計で14時20分再開といたします。

午後2時01分休憩

午後2時20分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、2番、井原啓明君の質問を許します。

2番、井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 2番、井原です。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告いたしました2点について質問いたします。

まず、1点目ですが、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症予防接種の助成についてを問います。

質問の趣旨及び背景ですが、感染症の予防接種について、インフルエンザは18歳以下の子供と高齢者の方への助成はあるが、現役世代への助成はない。新型コロナウイルスについては、高齢者のみへの助成となっている。両感染症は感染率が高まっており、もし感染・発症すれば、大人であっても仕事を休むことも必要になる。そして、特にコロナワクチンは負担が大きく、接種をちゅうちょする町民も多いと聞いております。現役世代も予防接種を受けやすいよう助成してはどうか。

質問の要旨です。1、両感染症の本年度の助成内容を問います。2、両感染症の町内での感染状況を問います。3、現役世代への助成実施を問います。

2点目の質問です。広域ごみ処理場計画を問います。現在、施設の建設が予定されている地域では、依然として建設に反対する住民の理解が得られていない状況があります。そして、基本計画策定時に比べ、物価高騰により建設事業費の増加が見込まれますが、建設費は市町村の頭割り人口割で負担すると聞いています。ごみの分別、リサイクルを進めて可燃ごみの減量化をすれば、大規模な処理施設は必要がなくなると考えます。また、建設計画の中に、生ごみを燃やして発電するという計画があるが、集めたごみを焼いて発電するなどしたら、ごみ減量化どころでなくなり、可燃ごみの減量化を進めることと逆行するのではないかと考えます。現在ある施設を他市町村と協力し、修繕維持していくべきと考えます。

質問の要旨です。3点。建設事業費の総額と南部町の負担する金額を問います。2、現在の施

設を修理、延命すべきと思うが、町の考え方を問います。3、生ごみを燃やして発電する計画について町の考え方を問います。

以上、壇上からの質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 井原議員の御質問にお答えしてまいります。

それでは、両感染症の本年度の助成内容を問うについてお答えをいたします。

まず、インフルエンザ予防接種におきましては、生後6か月から18歳以下の方を対象に、1回の接種につき1,000円を助成しております。また、主に65歳以上の方の接種については、課税世帯の方には1,000円の自己負担をいただいています。新型コロナウイルス感染症予防接種については、主に65歳以上の方を対象として助成を行っており、非課税世帯の方には1,000円、課税世帯の方には2,000円の御負担をいただいております。

次に、両感染症の町内での感染状況を問うについてお答えをしたいところですが、インフルエンザ、新型コロナともに、1週間に県内29か所の医療機関を受診された感染者数の平均を集計する仕組みになっております。したがって、他の市町村と同様に、南部町に限定した感染者数は集計されておられません。直近、令和7年11月17日から11月23日の鳥取県における定点報告によりますと、インフルエンザは、定点当たりの患者数が西部地区で30.36人と警報発令基準の30人を超えたことにより、県内全域に警報が発令されました。新型コロナウイルス感染症は、定点当たりの患者数が西部地区で0.73人と比較的少ない状況です。

最後に、現役世代への助成実施を問うについてお答えします。南部町の予防接種につきましては、厚生労働省の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）等で定められたものについて実施してるところです。部会では、ワクチンの有効性から、対象者、使用ワクチン、接種方法などを決定しています。インフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルス感染症につきましても同様に検討され、重症化を防ぐために適した実施方法を決定しています。対象となっていない方は比較的体力のある年代の方ですので、御自身の判断で接種をしていただくとともに、手洗い、うがい、マスクの着用と併せて、規則正しい生活を心がけていただき、感染の予防をしていただきますようお願いを申し上げます。

次に、広域ごみ処理場計画を問うの御質問にお答えしてまいります。

まず、建設事業費の総額と南部町の負担する金額を問うについてお答えをいたします。鳥取県西部行政管理組合では、可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設、最終処理場の建設を計画しております。施設整備概要時点の建設費について試算したのになります。質問の建設事業費の総

額は421億5,840万円となっております。このうち、交付金等を除いた市町村負担金は約296億円となっております。また、南部町が負担金として請求される額は約17億円となっております。なお、起債償還に係る普通交付税措置があると思われまますので、その場合は実質負担額はさらに低くなってまいります。

次に、現在の施設を修理、延命化すべきと思うが、町の考え方を問うについてお答えします。南部町・伯耆町清掃施設管理組合が運営しているクリーンセンターは、平成7年に供用を開始し、30年が経過しましたので、老朽化が進んでまいりました。これまで改良工事や大規模な延命化工事を行ってまいりましたが、今後も使い続ける場合、さらに大規模な改良工事や施設の建て替えが必要となります。加えて、延命化は永久的な対応にはならず、いずれ施設の整備が必要になります。ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を構成市町村の共同処理することについては、各市町村議会において鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に係る議決をし、鳥取県知事の許可を得た上で、西部広域の共同処理事務に定められておりますので、町としては、延命利用する考えはございません。

次に、生ごみを燃やして発電する計画について町の考え方を問うについてお答えします。生ごみを利用した発電には、1、生ごみのみを分別、収集してバイオガス化する方法、2、可燃ごみと一括で収集し、焼却施設で機械選別し、バイオガス化する方法、3、可燃ごみを焼却した熱で発電する方法があります。いずれの方法も、その不適物や残渣、その他の可燃物については、焼却施設を整備し、適正処理する必要があります。現在、鳥取県西部広域行政管理組合では、一般ごみを焼却する焼却炉とバイオガス化の施設の併設を検討しており、他の方式と比較し、最終決定する計画としております。町としては、西部広域において経済面、環境面、処理効率等の面から最も最適な方式について選定されるものと考えておりますので、その経過を注視したいと、このように考えてます。

以上、答弁とします。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君の再質問を許します。

井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1番目の感染予防接種についてのことですが、先ほど町長から細かく説明していただきました。私も町のホームページ等を見て確認しておりまして、間違いなかったと思います。

それで、今回、私が質問したいのは、ここにも書いておりますけれども、まず、生後6か月から18歳以下の子供たちにワクチンを打つという、これは当然のことです。それから6

5歳以上のお年寄りの方、これを打つのも当然だと思います。ただ、感染というのは、よく今も聞きますけれども、例えば保育園でインフルがはやって、そのクラスが広がっちゃった。それから小学校でもインフルがはやって、広がっちゃった。中学校も同じことなんですけれども、そうした場合に、子供がおうちにそれを持って帰る。そして、家族4人いらっちゃったら、最初お姉ちゃんにうつっちゃったけども、そしたら、明くる日にはお母さんまでうつっちゃったと。お父さんは、自分だけは引かんでよかったよかったと思っとたら、3日後に風邪を引いちゃったとってという話が今年も聞きました。それで、やはりそうやってお父さんもうつるっていうことになる、今度は職場の中でまた横の感染が広がっていくということもあって、ずっと大体こういう助成措置が続いてきたんだとは思いますが、今のこの時代の中で予防接種やるのであれば、働く世代といいますか、子育て中の家族の大人の方の予防接種ってというのがやはり必要じゃないか。それは個人個人の考え方ですので、やらなくていいよという人ももちろんいらっしゃるかもしれませんが、希望される方については接種をしていただく。そして、町としてそれに対して助成をするということが僕は必要ではないかと思います。私自身は、おかげさまでといいますか、ここ10年間、コロナにかかった以外はインフルも風邪も引いたことはないんですけども、一度10年前にインフルにかかったときには、本当に熱が出て、全く動けない状態のことをよく思い出します。そういったこともあるんで、やっぱり現役世代の方にもインフル予防接種ってのは必要だなと思いました、重症化させないためにも。やっぱりそういう希望のある方については、町として助成をしていくということが必要なんじゃないかなと思いました。それについて、町長、御意見を伺いたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私も、インフルエンザでは、西伯病院に勤務したときに、強制的にワクチンは打ってもらわなくちゃいけないと言われて、初めてそのときに、正直、初めてです。いわゆる病院内で、要は患者様等は極めて危険な方もおられるわけで、その中で個人の主観で私はワクチンを打たないっていう者がいると、感染症が広がった場合に大きなリスクになるということで、打ってもらわなくちゃいけないというのを初めて経験しました。

いろいろな考えがあると思いますが、やはり何に対して備えるのか。企業であれば、企業の中でそのリスクに備えて、支援をするということが普通ではないかと思っています。行政がどこまでの範疇を守るかという議論になると思いますが、弱い子供と高齢者を税というものを使いながら支えていくって、この主観には、やはり意義があるというふうに考えています。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 確かに現役世代ということから言えば、会社に勤めておられれば、その会社の中で打つということも確かにやっている会社もあると思います。私も勤めとったときには、会社からの指示というか、必ず打ちなさいよということで打ったことがあります。

ただ、今は20年前、30年前と違って、なかなか給料もそんなにたくさんじゃないし、注射打たなくても我慢しようかみたいな人たちもいらっしゃいますんで、それと、そういった保険制度というか、会社の保険制度のしっかりしてないところにお勤めの方もいらっしゃると思いますんで、私としては、希望のある方については町のほうで支援していただければなというふうに考えているところです。

それから、もう一つちょっとお聞きしたいんですけれども、コロナについてなんですけれども、先ほどの説明では、コロナは、課税者は2,000円の負担、非課税者は1,000円、それから保護者の方はなしということなんですけれども、そうでない方が希望されて打たれる場合は、自己負担っていうのは幾らぐらいになるんでしょうか。分かれば教えていただきたいです。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、前田かおり君。

○福祉事務所長（前田かおり君） 福祉事務所長です。現在、西部医師会と契約しております接種料の単価につきましては、1万5,300円になっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 実は、私の知り合いの方が米子の病院に何か通院されとって、ついでのと言っちゃなんですけども、コロナウイルスの予防接種受けて帰ってきたわと。1万5,000円も払っちゃった、高かったよと、こう言われたんです。それで、えっ、そんなに払うのって僕も思ったんですが、確かに、5年前ぐらいでしたかね、コロナがはやり出した頃っていうのは、助成もたくさんあって、1万5,000円も払わずに打っていただいたんでないかと思ってるんですけれども、今は、この1万5,300円というのは、例えば町内で打っても、例えば鳥取西部地区での病院、医院で打っても、同じ値段なんじゃないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、前田かおり君。

○福祉事務所長（前田かおり君） 福祉事務所長です。病院によっては多少、手技料とか、その辺で微妙に違ってくるとは思いますけれども、大体1万5,000円程度で受けれるというふうに把握しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 分かりました。

それで、もう一つなんですけれども、65歳以上の人というのは、先ほど説明があったと思い

ますけども、60歳から64歳で何かしらの病気、障がいを持っておられる方については助成措置があるというふうに見たんですが、ホームページで見て、なかなか理解しにくかったもので、ちょっとそのところを説明していただきたいんですが。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、前田かおり君。

○福祉事務所長（前田かおり君） 福祉事務所長です。ホームページに書いてありますのは、60歳から64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器障がいをお持ちの方で、身の回りの生活が極度に制限されている方と、あとは、ヒト免疫不全ウイルス、いわゆるエイズに感染されている方で、日常生活がほぼ、ほとんど不可能であるってというような状態におられる方のことだと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） そうしますと、例えばがん治療を受けておられて、何だ、薬を治療してもらったりされる人たちっていうのは対象にならないのかっていうことと、仮にそれを1万5,000円で打ってもらったとしても、役場から届いてきたそういう接種に関する書類を病院に持っていけば助成はしていただけるのか、その2点をちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、前田かおり君。

○福祉事務所長（前田かおり君） 福祉事務所長です。まず、がん治療の方についてなんですけれども、この方がもし、先ほど申しあげましたような心臓、腎臓、呼吸器系に障がいをお持ちだというような認定を持っておられれば、該当になります。その方については助成もあります。ただ、そういった認定をお持ちでない方については自己負担になります。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 分かりました。ということは、ホームページに載ってるそういう症状がある方は助成の対象になると。それは、かかりつけのお医者さんとかが何かしら証明書を出すとかということが必要になってくるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、前田かおり君。

○福祉事務所長（前田かおり君） 福祉事務所長です。こちらに該当される方につきましては、役場の福祉政策課のほうで障がいの状況が分かりますので、そこで対象者を拾いましてというか、該当が分かりますので、個別に通知等をしているところですが、ちなみに、南部町の方は該当される方はゼロ人です。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 分かりました。

それと、元に戻るようなんですけども、先ほど町長の説明の中で、今現在の患者数のことを私、聞いて、教えていただいたんですけども、10月の初め頃だったのでしょうか、今年は去年よりもインフルエンザ、コロナウイルス感染症がどうもはやるのが早そうだったというのをテレビでやりました。それで、先ほどの説明で、何機関、33人、それからコロナは0.73という数字で、それは鳥取県が発表する数字から出たもので、南部町単独では数が分かるものではないということをおっしゃいましたけれども、それってというのはどこの市町村も、西部地区の市町村も同じなんですか。市町村ごとで分かる方法というのがあるものなんですか。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、前田かおり君。

○福祉事務所長（前田かおり君） 福祉事務所長です。令和5年以降、県内で取りまとめることになっておりまして、それぞれの市町村での数は出ておりません。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 分かりました。

私としては、最初に言いましたように、現役世代でも、子育て中の家族でも、そういうこと、コロナにしたって、インフルにしたって、ワクチン接種の負担ってというのが厳しいという状況の御家族、個人の方もいらっしゃると思いますので、ぜひとも助成のほうを考えていただきたいをお願いします。

それから、次に、広域ごみ処理場の問題を質問させていただきます。

最初に、建設費の総額と南部町の負担する金額をということで教えていただきました。私の手元に、多分、西部広域が出された、住民の皆さんに向けての処理施設の事業の進捗状況をお知らせしますというのがあるんですけども、これが令和4年の10月と令和5年の4月の発行ということが書いてありまして、中を見ると、令和5年の4月の分については金額も少し書いてありますけれども、中間処理施設、最終処分場を合わせたもので書いてあるんですが、数字が先ほど町長が言われたのと少し違うんで、施設の管理費等も入ってのことかなと思って見ておったんですけども、それと、もう一つ確認したいのは、この事業が決まったときに、私は、人から聞いた話だと思うんですけども、この事業の負担金というのは、まず、鳥取西部の市町村、これの、何ていうんですか、1市1町1村の頭割りで等分割りってというのがあって、その負担は等分なんだと。それから、あとは、それぞれの市町村の人口に対して割って、負担金を決めていく。そういうふう聞いた記憶があるんですけども、それは間違いだったのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。議員のおっしゃることのとおりです。均等割というものと人

口割というもので構成されています。これは全ての、率はそれぞれ違いますけれども、例えば共同で設置する場合には、必ず共同割というものが出てきます。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） ていうことだとすれば、単純に考えて、人口割ってというのは平等だというふうに私ももちろん分かりますけれども、町村割というものがあるっていうことは、人口とは関係なしに、米子市なら米子市、境港、米子、例えば6つあるとすれば、6分の1ずつを払うということになると、これは平等ではないなというふうに思ったわけです、頭割りというのがあるのは。そしたら、米子は人口が十何万人いて、南部町は1万人なのに、割り算したらその分だけ一緒な数っていうことは、人口からすれば物すごい負担をしなきゃいけないということになると思うんですけど、私の考えは間違ってるでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。いろいろな捉え方があると思っています。ごみ施設にしても、それから、し尿の関係、また、何がありますかね、葬儀、あと焼却しますよね、火葬場っていうやつ、こういう迷惑施設をなかなか一つ一つに造るのは非効率的だし、できないっていったところで、この西部広域で協力し合いながらやってるっていうのが実態です。その中で、これまでの長い歴史の中で、負担割合というのを決めてきました。議員のおっしゃるように、時代が変わって人口が減ってくるところや人口が増えたところ、不都合じゃないかという御意見もこれまでも何度も重ねながら、修正を重ねて、これまでも広域行政っていうのを育ててきていますので、一定の皆さんの理解の下で、今のこの広域行政が運営される。その負担のベースはさっき言われたような負担割合にあって、これは長年の積み重ねの成果だということを御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 今言われたことが皆さんの協議の中で認められたということなんですけれども、私とすれば、そんな負担割合を決める方法はやっぱり基本におかしいなというふうに言わざるを得ないと思います。

それから、次ですけれども、2番目に、現在の施設を修理、延命化すべきだと思うがということを書いておりますけれども、私の知り合いで、日南、日野、江府、日野郡の方や伯耆町の方もいらっしゃるんですけれども、町長が言われたように、それぞれの今のごみ処理施設が老朽化して、修理するにしたり、建て直すにしたり、お金はたくさんかかるのは分らないけれども、今回の話というのは、基本的に米子の今の三柳の焼却場、これが30年を迎えるのかな、

寿命を迎えるんで、それをどっかに移さないかんっていうことが一番の原因じゃないかと。それで、そのために、この周辺の町村が仲間に入れというふうに言われている部分が多い。各町村のことだけを、ことだけをっていうか、ことを考えれば、それぞれの町村で今やっているごみ処理の方法を継続したほうが、金銭面だけを見れば、どう考えたって安くできるはずだと言う人がたくさんいらっしゃいます。私もそういうふうに考えます。伯耆町と南部町はそこに焼却施設があって、それから岸本のリサイクルセンターに持っていき、プラごみは境港の先に持っていきというようなことをしてるわけです。そういった形をやっていったほうが大きな広域のごみ処理施設を造るよりもはるかに安くできるっていうのは、誰が計算しても分かることだと私は思います。

そこら辺のことも含めて、今の計画が、これは西部広域が出されたやつですけども、令和5年には用地をもう選定、合意して、令和6年には設計もして、環境評価とかも始めるというようなスケジュールになっとるんですけども、何かしらの問題があって、これ、今、選定になっているあそこは予定地ですよ、何ていうですか、予定地だったところが駄目だよと言われてますよね。それで、一応、決定が延びた格好になってると思うんですけども、その後っていうのは、予定地については何かしら西部広域の中で進展があったんでしょうか。今現在の状況を教えてください。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。そちら、今、持っておられる広報がありますけれども、それ以降、何回か会は持っておりますけれども、基本的には今現在も令和14年に稼働するという計画のまま聞いております。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 計画はそうなっていることは私も分かってますけど、ただ、今の予定地に彦名が最初名前が上がったけども、何かしらの理由で彦名の名前が1回下がっちゃうと。それで、予定地も含めて再検討だというふうに聞いとるんですけども、そこはいかがですか。状況はその後変わってませんか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。先ほど言われたのですけれども、前から彦名のほうに建てる計画になっておりまして、それを今現在もずっと交渉をされてるという状況になっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） ていうことは、一旦、彦名に決まりましたみたいなことが新聞や

こういう広報で出てはあったんですけども、まだ確定した段階ではない、まだ協議中だという認識でよろしいですね。分かりました。

それと、あと、この計画の中で、3番目なんですけれども、ごみを燃やして発電をするという計画があるんですけども、今、いろんな専門家の人、ごみ処理の問題を説明されるような専門家の人から話を聞くと、ごみを燃やして発電してお金をもうける、もしくは、何だ、処理費用の一部負担金になるようなことになるんじゃないかということと言われるけども、ごみを燃やして発電をして利益が出るっていう実際の施設っていうのはほとんどないように聞いております。町長、さっき3つ、バイオだとかごみを使ったバイオ発電だとか言われましたけれども、いずれを使ったにしても、ごみを燃やすことによって発電をして収益が上がるというのは現実問題としては非常に難しいと専門家がおっしゃっています。資料もあるんですけども、そういう、何ていいますか、5年前、6年前の状況の中でのこの計画っていうのは、少し、もう一度、元に戻れば、広域ごみ処理施設の問題もそうですし、それから、その中にごみを燃やして発電をするというような計画も、もう一度見直しをして、再検討をする必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、そこら辺、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。ごみの問題は避けて通れない重要な問題だと思ってます。毎日の暮らしに直接影響する課題です。仮に、今、議員がおっしゃるような仕組みを言葉ですれば、毎日の生ごみを分別をしてバケツかどっかに取っというて、週に1回か2回、それを、どういう格好か分かりませんが、自然に溶けてしまうビニールか何かに入れて、それを回収してバイオガスか何かにして、残渣はどっか近隣の市町村で燃やしてもらおうっていうことですよ。

うまくいってるところは、加藤議員もここにおられますけれども、昔、北海道に見に行きましたね。あの北海道がうまくいってるのは、バックヤードで堆肥化してるわけです。燃やさずに、その残渣を今度は堆肥化する施設をまた農協等が持って、農業資材と一緒に。なぜそんなことができるかという、広大なトウモロコシ畑だとかジャガイモ畑が北海道に広がってるから。それを見た瞬間に、こういう最終的に使う場所がなければ、バイオっていう夢のような仕組みもうまく回らないなと思いました。その場所でも、結局、残ったビニールだとかそういうのは、近隣の隣の町で燃焼させてもらってるということでした。ですから、ごみを自前で、自分たちの力できちんと処理するというのは、かなりやはりいろいろな面で考えていかなければ、理想は確かに理想としてあるかもしれませんが、運営する上では十分考えなければいけない事項だと思っております。

今回、壇上で言いましたけども、米子で今考えてますのは、紙だとかそういうものも一緒に含めた、皆さんの出してくる今と同じものを1回バイオガスにする部分と焼却する部分に分ける。分けるというか、そのまま使って、紙もすごくバイオガスを発生するんだそうです。そこで溶解をさせながら、その残渣をまた焼却炉で燃やす。それだけでは西部地区の全部のごみが焼却できないんで、焼却そのままするものも含まれるというような、こういう2つの方式を合わせた合わせ技で今回の方式を考えておられるようです。これに決定したわけではありませんけども、今の科学技術の中で一番最先端で効率がよくて、そして何よりも、住民の皆様の毎日のことですので、これまでの暮らしに大きな影響が出ないような方向を探ってるということを知っていますので、もう少し時間をかけながら検討いただきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） お話しされたことはよく分かります。

ただ、1つ思いますのは、西部地区全体が一緒になるっていうことになってくると、今現在、例えば境港、米子、それから郡部、これでそれぞれの町の住民に対する分別の奨励というか、お願いというか、しっかり分別してくださいねっていうところは一生懸命やっておられるわけです。けど、例えば米子でしたら、分別してくださいよというのは言うてあるかもしれんけども、それが末端まで届かなくて、ごみ袋の中に基本的に何でも入れちゃって出すみたいなのが、特にアパートの方とかっていうのは多いというふうには聞いております。そういった分別の、何ていうんですか、考え方もそれぞれの市町村で違ってらんで、そういう統合的なものを造るということであれば、そういった意識の統一も事前にやっていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから、最後になりますけども、最終処分場というのが、どこでしたっけ。（「陰田」と呼ぶ者あり）もう予定地が決まっていますが、陰田ですね。それで、陰田の人たちは了解をされたというふうに聞いておるんですけども、先月でしたっけ、伯耆、南部のごみ処理の議員さんたちで、奈良にごみ処理施設に視察に行きました。それで、物すごい処理施設の中で、最終の処理したごみを地下に埋めて、それを土を何十メートルも盛って、山にするような施設を見させてもらいました。それから、京都に行って別のところを見させてもらったんですけども、そこは最終処分をして、焼いて焼いて焼いて焼いて、もう最後の最後のくずは、これは外に出しますと、場外に持っていきます。どこに持っていかれますかって言ったら、何と大阪湾の海の中の埋立地ですと、こう言われて、それで、びっくりしてしまって、そういう処理の仕方を今でもやってるんだなというふうに思って、今のこの計画の中で、最終処分場が陰田にあって、陰田でどうするのか、

最終的にそこに埋めてしまうのか、そこら辺のことも、この説明書を見ると、埋めたものを水が自然に落ちてきて、それで、それがきれいに流れて、それは最終的には川か海に流しますよということが書いてあったんですけども、それって本当に大丈夫なのかという心配を私は資料を読みながら思いました。そこら辺のところも含めて、統合処理施設、それから最終処分場、そこら辺のところを……。

○議長（景山 浩君） 井原委員、残り1分です。

○議員（2番 井原 啓明君） そこら辺のところをぜひとも町長のほうから西部広域の各首長さんの皆さんに話題を投げかけていただいて、御検討いただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 答弁は求められませんね。

○議員（2番 井原 啓明君） はい。

○議長（景山 浩君） 以上で、2番、井原啓明君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

---

#### 日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（景山 浩君） 日程第4、請願、陳情委員会付託を行います。

11月18日に開催しました議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

---

#### 日程第5 上程議案委員会付託

○議長（景山 浩君） 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算  
常任委員会に付託いたします。

---

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の会議日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といた  
します。

明日10日からは、各常任委員会を持っていただき、付託されました議案につきまして御審議  
をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後3時10分散会

---